

CLAIR REPORT No.442

韓国における教育の情報化

Clair Report No.442 (Mar, 2017)
(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係る様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

はじめに

韓国は、1997年にIMFの支援を仰ぐまでの通貨経済危機を経験した。その経済的混乱が続く1998年に誕生した金大中大統領の下、韓国はIT技術・IT産業を梃子に経済を再建する道を歩み、今ではスマートフォンの普及率が人口の8割を超えた「インターネット大国」となっている。

国家の生き残りをかけて挑んだIT立国の取り組みは、教育分野においても推進されてきた。韓国初の教育の情報化に関する総合計画が策定された1996年以前から、学校へのコンピュータやインターネット通信網の整備が進められてきた。2015年時点でのコンピュータ1台当たりの学生数は、小学校で3.7人、中学校で3.8人、高校で3.2人であり、教員1人当たりのコンピュータ数は、小学校で1.4台、中学校で1.5台、高校で1.4台となっている。また、すべての初・中等学校にインターネット接続環境が整備されており、100Mbps以上の高速回線を持つ割合は、小学校で69.5%、中学校で73.5%、高校で80.7%となっている。さらに、これらの設備を有効活用するために、教育用システムやコンテンツの開発も進められ、それらを活用するための教員情報化研修に、2014年度では年間延べ120万人以上の教員が参加している。

日本においても、教育の情報化政策は、学校教育を大きく転換する可能性を秘めるものとして推進されている。こうした中で、世界に先駆けた政策・施策に取り組んできた韓国の教育の情報化政策のこれまでの歩みについて、あらためて整理することは意義あるものと思われる。

そこで、本稿では、韓国で教育の情報化政策が推進されてきた法的根拠及び経過、関係機関の位置づけなどについて整理することを中心とする。これに加え、現在実施されている事業のうち、主な3つの事業についても概観することとしたい。本稿が、韓国における教育の情報化の歩みを理解する上での一助になれば幸いである。

なお、資料は、既存の文献・ウェブサイト等から収集したものであり、特に断りのない限り、資料収集時点（2017年2月初旬）での内容を基に作成したものであるのでご留意いただきたい。

目 次

概要	1
第1章 教育の情報化関連法令	2
第1節 教育関連法の概要	2
第2節 教育基本法における「教育の情報化」の位置付け	4
1 第23条で定める「教育の情報化」	5
2 第23条の2で定める「学校及び教育行政機関業務の電子化」	5
3 第23条の3で定める「学生情報の保護原則」	5
第3節 初・中等教育法における「教育の情報化」	6
1 関連規定の概要	6
2 教育課程	8
3 教科書	8
第4節 国家情報化基本法における「教育の情報化」	8
1 国家情報化基本法の概要	8
2 関連規定の概要	9
第2章 教育の情報化推進体制	12
第1節 関連機関の概要	12
第2節 教育部の推進体制	13
第3節 韓国教育学術情報院	15
1 設立経緯	16
2 韓国教育学術情報院法における位置づけ	16
3 公共機関運営法における位置づけ	16
4 組織体制及びビジョン	18
5 KERIS の事業	19
第3章 教育の情報化の推進経過	22
第1節 第1次計画期前の推進状況（－1995）	22
第2節 第1次計画期以後の推進経過の概要	24
第3節 第1次計画期（1996－2000）から3次計画期（1996－2010）までの推進経過	26
1 第1次計画期（1996－2000）	26
2 第2次計画期（2001－2005）	28
3 第3次計画期（2006－2010）	29
第4節 第4次計画期（2011－2013）から5次計画期（2014－2018）までの推進経過	31
1 第4次計画期（2011－2013）	31
2 第5次計画期（2014－2018）	32
第4章 教育の情報化政策の主要事業・システム	34
第1節 EDUNET（教育情報共有・流通サービス）	34

第2節 NEIS（教育行政情報システム）	36
第3節 エデュファイン（地方教育行財政統合システム）	39
参考文献・ホームページ等	41

概要

第1章 教育の情報化関係法令

教育の情報化について規定する法令のうち、重要な3つの法令について概観する。その際、教育関係法令の中心である教育基本法及び初等中等教育に関する中心的法令である初・中等教育法において、教育の情報化に関してどのような規定が設けられているかについても整理することとする。加えて、国の情報化の基本方針を示す国家情報化基本法との関連についても触れることとする。

第2章 関連機関の位置づけ・役割

教育の情報化施策の所管官庁である教育部（日本の文部科学省に相当）や、教育情報化の専門機関である韓国教育学術情報院を中心に、その位置づけと役割について紹介する。

特に、韓国教育学術情報院は、教育学術情報分野の専門機関として、幼稚園から大学に至るまでの教育と学術研究分野の情報化に関する多様な事業を担当しており、その位置づけを詳述する。

第3章 教育の情報化の推進経過

韓国のあらゆる情報化政策は、分野相互の連携や、投資の効率性と有効性を高めることを目的とした情報化促進基本法が1995年に制定されたことにより転換を迎えた。本章でもそれを大きな区切りとしつつ、教育の情報化に関する総合計画が策定され始めた1996年以降、第1次計画期から第5次計画期に分け、それぞれの時期の施策展開について概観する。

第4章 教育の情報化政策の個別事業・システム

韓国の教育の情報化政策の根幹的なシステムであるEDUNET（教育情報共有・流通サービス）、NEIS（教育行政情報システム、National Education Information System）及びエデュファイン（地方教育行財政統合システム）の機能等について紹介する。

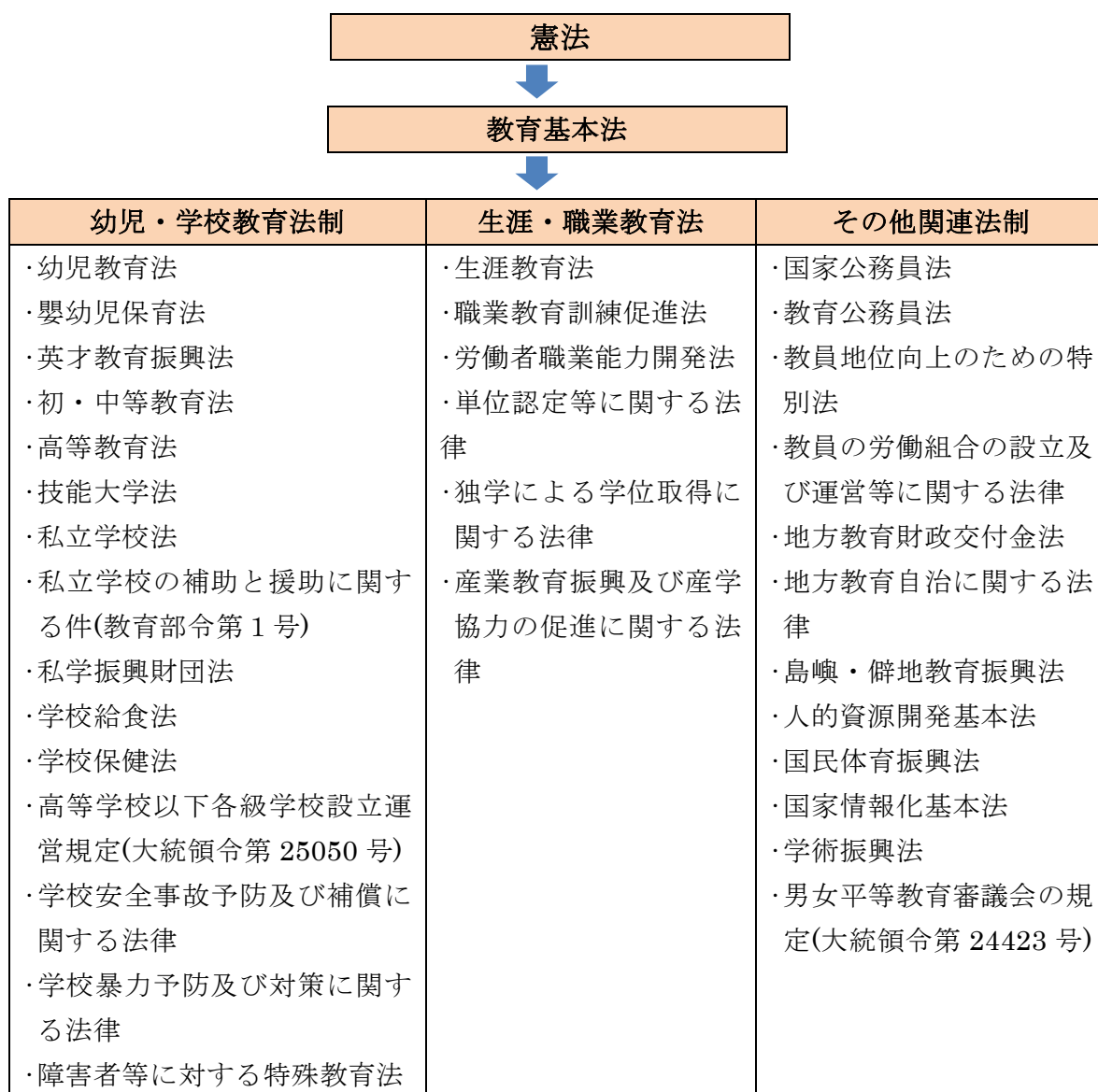
第1章 教育の情報化関連法令

第1節 教育関連法の概要

韓国の教育関連法は、表1-1に示す体系となっている。

韓国の最高法規である憲法中、教育に関して規定している第31条では、①均等な教育機会の保障、②教育を受けさせる義務、③無償の義務教育、④教育の自主性・専門性・政治的中立性及び大学の自律性の保障、⑤生涯教育の振興、⑥教育制度の法定主義について定められている。そして、1997年12月13日に制定された教育基本法では、憲法上の教育理念が具体化され、教育に関する基本的事項が定められているが、その概要は表1-2のとおりである。

【表1-1】教育関連法の体系



出典：「教育基本法解説」（2011年）法制処

【表 1 - 2】教育基本法の基本体系及び関連法令

章名	条項	規定内容	関連法令
第 1 章 総則	第 1 条	目的	
	第 2 条	教育理念	
	第 3 条	学習権	
	第 4 条	教育の機会均等	乳児教育法、初・中等教育法、高等教育法、生涯教育法、障害者等に対する特殊教育法、島嶼・僻地教育振興法、職業教育訓練促進法、地方教育自治に関する法律、教育公務員法、地方教育財政交付金法等
	第 5 条	教育の自主性	初・中等教育法、地方教育自治に関する法律
	第 6 条	教育の中立性	
	第 7 条	教育財政	地方教育財政交付金法
	第 8 条	義務教育	初・中等教育法、地方教育自治に関する法律、地方教育財政交付金法等
	第 9 条	学校教育	初・中等教育法、高等教育法、生涯教育法
	第 10 条	社会教育	生涯教育法、単位認定等に関する法律
	第 11 条	学校等の設立	初・中等教育法、高等教育法
第 2 章 教育 当事者	第 12 条	学習者	初・中等教育法
	第 13 条	保護者	
	第 14 条	教員	初・中等教育法、高等教育法、教員地位向上のための特別法、国家公務員法、教育公務員法、私立学校法等
	第 15 条	教員団体	教員の労働組合設立及び運営等に関する法律、国家公務員法、教員地位向上のための特別法等
	第 16 条	学校等の設立者経営者	初・中等教育法、高等教育法、生涯教育法、高等学校以下各級学校設立運営規定等
	第 17 条	国家及び地方自治体	
第 3 章 教育の 振興	第 17 条の 2	男女平等の教育の増進	学校暴力予防及び対策に関する法律、男女平等教育審議会規定、研究倫理の確保のための指針
	第 17 条の 3	学習倫理の確立	
	第 17 条の 4	健全な性意識の涵養	
	第 18 条	特殊教育	障害者等に対する特殊教育法
	第 19 条	英才教育	英才教育振興法
	第 20 条	幼児教育	幼児教育法、嬰幼兒保育法
	第 21 条	職業教育	産業教育振興及び産学協力促進に関する法律、労働者職業能力開発法
	第 22 条	科学技術教育	科学技術基本法、科学教育振興法、基礎研究振興及び技術開発支援に関する法律等

第3章 教育の振興	第22条の2	学校体育	国民体育振興法
	第23条	教育の情報化	初・中等教育法、国家情報化基本法
	第23条の2	学校及び教育行政機関業務の電子化	教育情報システムの運営等に関する規則
	第23条の3	学生情報の保護原則	初・中等教育法、情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律
	第24条	学術文化の振興	学術振興法
	第25条	私立学校育成	私立学校法、私立学校補助と援助に関する件、私学振興財団法等
	第26条	評価及び認証制度	初・中等教育法、資格基本法、単位認定等に関する法律
	第26条の2	教育関連情報の公開	教育関連機関の情報公開に関する特例法
	第27条	保険及び福祉の増進	学校保健法、学校給食法、子供の食生活安全管理特別法、韓国教職員共済会法
	第28条	奨学制度等	奨学金規定、市道奨学金に関する規定
付則	第29条	国際教育	在外国民の教育支援等に関する法律、ユネスコ活動に関する法律
		施行日	

出典：「教育基本法解説」（2011年）法制処

教育基本法は、教育に関する憲章又は根本規範としての性格を有しており、教育関連法規は、教育基本法を中心に体系化されている。したがって、教育基本法で定められている事項の具体的な施行に必要な政策的規範については、個別の法律を別途制定することにより運用されており、教育基本法には施行令及び施行規則等の下位法令が存在しない。

そして、教育基本法と同時に個別の法律として制定された「初・中等教育法」及び「高等教育法」は、それぞれの第1条において、これらの法律の根拠が「教育基本法」の制定にあることが明示されており、教育関連の個別法の中でも中核的な役割を担っている。

第2節 教育基本法における「教育の情報化」の位置付け

教育基本法においては、第23条、第23条の2及び第23条の3で教育の情報化について定められている。以下、これらの条文の目的及び意義について紹介することとする。

【表1 - 3】教育基本法における「教育の情報化」関連規定

第23条	教育の情報化
国及び地方自治体は、情報化教育及び情報通信媒体を利用した教育を支援し、教育情報産業を育成する等、教育の情報化に必要な施策を樹立・実施しなければならない。	
第23条の2	学校及び教育行政機関業務の電子化
国及び地方自治体は、学校及び教育行政機関の業務を電子的に処理できるよう、必要な施策を整えなければならない。	

第 23 条の 3 学生情報の保護原則

- ①学校生活記録等の学生情報は教育的目的として収集・処理・利用及び管理されなければならない。
- ②父母等保護者は子女等の被保護者についての第 1 項の学生情報の提供を受ける権利を有する。
- ③第 1 項に基づく学生情報は、法律で定める場合以外には、当該学生(学生が未成年者である場合には学生と学生の父母等保護者)の同意なく第三者に提供してはならない。

1 第 23 条で定める「教育の情報化」

本条は、1997 年 12 月 13 日に教育基本法が制定された時から設けられており、一部表現を修正する程度の改正はあったものの、内容はほとんど変わっていない¹。本条が法律制定当初から設けられていたのは、1980 年代半ばから、情報化基盤の構築のために国家機関の電算網事業が開始され、1995 年 8 月 4 日には「情報化促進基本法」が制定された一連の動きと大きな関連を有している。

なお、情報化促進基本法は、2009 年 5 月 22 日に「国家情報化基本法」として全部改正された経緯があるが、同法と教育情報化の関連については、第 4 節で触れることとする。

本条では、教育の情報化基盤を構築することにより、質の高い教育を効率的に行うとともに、憲法が保障している均等な教育機会を実現できるようにするため、国及び地方自治体に対し、必要な施策の策定と実施を義務づけている。

2 第 23 条の 2 で定める「学校及び教育行政機関業務の電子化」

本条が設けられる前、教育の情報化を推進する過程で構築を目指した「教育行政情報システム」(National Education Information System、NEIS)による学生情報の処理の適否に関する議論があった。すなわち、校務や学事、保健といった学生情報の電子化であれば、初・中等教育法等の個別法での対応が可能であったが、教育行政全般にわたる広範囲の業務を対象としている NEIS という具体的なシステムの新規構築の検討が先行する中で、システムが人権侵害となり得るとの指摘がなされていた。

そこで、こうした議論に対応するべく、「電子的処理が可能な業務範囲の明確化」及び「電子的処理が可能な業務範囲の将来的な拡大」を法律上位置付けるため、2002 年 12 月 5 日に教育基本法が一部改正された際に本条が追加された。

3 第 23 条の 3 で定める「学生情報の保護原則」

韓国では、1999 年 2 月 8 日に制定された「情報通信網利用促進等に関する法律」に個人情報情報の保護に関する規定が設けられて以降、個人情報の保護に関する社会的認識が高まっ

¹ 1997 年 12 月 13 日（教育基本法制定）時点の第 23 条文

「国及び地方自治団体は、情報化教育及び情報通信媒体を利用した教育を支援し、教育情報産業を育成する等、教育の情報化に必要な施策を樹立・実施しなければならない。」

たが、教育の情報化の進展に伴う個人情報の保護の強化に対応するため、2005 年 3 月 24 日に教育基本法が一部改正された際に本条が追加された。

学校によって扱われる学生情報には、名前や生年月日、住所等の基本的な個人情報のみならず、学業成績や順位、IQ、担任との面談結果、行動特性等も含まれる。この他に、特定の学校、クラスに属することが分かる学校ならではの情報もある。本条は、こうした情報に関して、学生が情報主体として個人情報の自己決定権を有することを法律上明確にしたものである。

第 3 節 初・中等教育法における「教育の情報化」

1 関連規定の概要

本節では、教育の情報化について、初・中等教育法においてどのような規定が設けられているか概観することとする。同法中、教育の情報化に関して重要な規定は、第 23 条、第 25 条、第 29 条、第 30 条の 4 から第 30 条の 7 までの 7 条である。

【表 1 - 4】初・中等教育法における「教育の情報化」関連規定

第 23 条	教育課程等
①学校は、教育課程を運営しなければならない。 ②教育科学技術部長官は、第 1 項の規定に基づく教育課程の基準と内容に関する基本的な事項を定め、教育長は、教育科学技術部長官が定めた教育課程の範囲で地域の実情に合った基準と内容を定めることができる。 ③学校の教科は、大統領令で定める。	
第 25 条	学校生活記録
①学校の長は、学生の学業成績と人性等を総合的に観察・評価して、学生指導や上級学校（「高等教育法」第 2 条各号による学校を含む。以下同じ。）の学生選抜に活用することができ、次の各号の資料を教育科学技術部令で定める基準に基づいて作成・管理しなければならない。 1.個人情報 2.学績事項 3.出欠状況 4.資格及び認証取得状況 5.教科学習の発達状況 6.行動特性及び総合意見 7.その他の教育目的のために必要な範囲での教育科学技術部令で定める事項 ②学校の長は、第 1 項の規定による資料を第 30 条の 4 に基づく教育情報システムで作成・管理しなければならない。 ③学校の長は、所属学校の学生が転出する場合、第 1 項の規定による資料をその学生が転入した学校の長に引き渡さなければならない。	
第 29 条	教科用図書の使用

①学校では、国が著作権を持つか、教育科学技術部長官が検定又は認定した教科用図書を使用しなければならない。 ②教科用図書の範囲・著作・検定・認定・発行・供給・選定と価格査定等に必要な事項は、大統領令で定める。
第 30 条の 4 教育情報システムの構築・運営等
①教育科学技術部長官及び教育監は、学校及び教育行政機関の業務を電子的に処理することができるよう、教育情報システム（以下、「情報システム」という）を構築・運営することができる。 ②教育科学技術部長官及び教育監は、情報システムの運用と保守のために、情報システム運用センターを設置・運営し、情報システムの効率的運用のために必要と認められる場合に、情報システムの運用及び保守業務を教育の情報化を支援する法人や機関に委託することができる。 ③情報システムの構築・運営・アクセス方法及び第 2 項に基づく情報システム運用センターの設置・運営等に必要な事項は、教育科学技術部令で定める。
第 30 条の 5 情報システムを利用した業務処理
①教育科学技術部長官と教育監は、所管業務の全部又は一部を、情報システムを利用して処理しなければならない。 ②学校の長は、第 25 条の規定に基づく学校生活記録と「学校保健法」第 7 条の 3 に基づく健康検査記録を、情報システムを利用して処理しなければならない、そのほか所管業務の全部又は一部を、情報システムを利用して処理しなければならない。
第 30 条の 6 学生関連資料の提供の制限
①学校の長は、第 25 条に基づく学校生活記録と「学校保健法」第 7 条の 3 に基づく健康検査記録を当該学生（学生が未成年者の場合には学生と学生の父母等保護者）の同意なく第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。 1. 学校に対し監督・監査権限を持つ行政機関がその業務を処理するために必要な場合 2. 第 25 条に基づく学校生活記録を上級学校の学生選抜に利用するために提供する場合 3. 統計作成及び学術研究等の目的のためもので、資料の当事者が誰であるか調べることができない形態で提供する場合 4. 犯罪の捜査と公訴の提起及び維持に必要な場合 5. 裁判所の裁判業務遂行のために必要な場合 6. その他の関係法律に基づき提供される場合 ②学校の長は、第 1 項ただし書に基づき資料を第三者に提供する場合には、その資料を受けた者に使用目的、使用方法、その他必要な事項について制限をする等、その資料の安全性確保のために必要な措置をするように要請することができる。 ③第 1 項ただし書に基づき資料を受けた者は、資料を受け取った本来の目的以外の用

途に資料を利用してはならない。
第 30 条の 7 情報システムを利用した業務処理等の指導・監督
教育科学技術部長官と教育監は、必要と認める場合、第 30 条の 5 に基づく業務処理及び第 30 条の 6 に基づく資料提供又は利用に関する事項を指導・監督することができる。

これらの規定のうち、第 25 条及び第 30 条の 4 から第 30 条の 7 までは、NEIS の構築・運用や、個人情報の保護を目的とした条項である。

2 教育課程

教育の情報化のみならず、小学校から高校までの学校教育全般において重要であり、日本の学習指導要領に相当する教育課程については、初・中等教育法第 23 条で定められている。

教育課程は、1954 年に制定された第 1 次教育課程以来、10 回にわたって改訂されている。改訂の周期は法令上定められてはおらず、第 1 次 (1954-1963) から第 3 次 (1973-1981) までは約 10 年、第 4 次 (1981-1987) から第 7 次 (1997-2007) までは約 5 年の周期で改訂された。比較的長期間適用された第 7 次教育課程以降は、社会変化に迅速に対応するため必要に応じて改訂されることとなり、「2007 改訂教育課程」、「2009 改訂教育課程」、「2015 改訂教育課程」が制定された。そして、教育の情報化も、教育課程において位置づけられ、推進されている。

3 教科書

教育課程と同様、学校教育において重要な要素である教科用図書（教科書）は、初・中等教育基本法第 29 条第 1 項の規定により、教育課程に則したものであるかどうかの検定又は認定を受けた教科書を使用しなければならないこととされている。

韓国政府は、2007 年からデジタル教科書の導入に向けた取り組みを行ってきたが、2012 年前後には、デジタル教科書が大統領令で定められた「教科用図書」に該当するか否かの議論が起きた。そこで、教育科学技術部²（現在の教育部）は、「初・中等学校教科用図書国・検・認定区分告示」（2012 年 8 月 29 日）を改訂し、デジタル教科書の区分を新たに設けることにより、その位置づけを明確化した。

第 4 節 国家情報化基本法における「教育の情報化」

1 国家情報化基本法の概要

教育を含む広範な分野で情報化を推進する重要な法律の一つに「国家情報化基本法」がある。この法律は、「持続可能な知識情報社会の実現に貢献し、国民の生活の質を高めること」（第 1 条）を目的としており、国の情報化の基本的な方向と、関連政策の策定・推進に

² 韓国における国の教育担当機関の組織変遷は次のとおりである。

1948 年 文教部新設 → 1990 年 教育部 → 2001 年 教育人的資源部 → 2008 年 教育科学技術部
→ 2013 年 教育部（現在）

必要な事項を定めている。

「国家情報化基本法」の前身は、1995年7月に制定された「情報化促進基本法」であり、これが韓国の情報化を推進するための根本規範の役割を果たしていた。

しかし、情報化の推進環境が急激に変化する中、2008年2月に行われた中央省庁の再編により、情報化の推進機能が多数の省庁に分散されることになった。そこで、環境変化に迅速に対応できるよう、新しい国家情報化の基本理念や原則、関連政策の樹立と推進のために必要な事項を定めた新たな法律を制定し、知識情報社会の実現を目指す必要性が高まった。

こうした背景から、「情報化促進基本法」に、個別法である「情報格差の解消に関する法律」と「知識情報資源管理法」の内容を盛り込むかたちで、2009年5月に「情報化促進基本法」から「国家情報化基本法」に全面改正され、同年8月から施行された。

2 関連規定の概要

本法における教育の情報化に関連する重要な規定は、第3条、第6条及び第7条である。

【表1 - 5】国家情報化基本法における「教育の情報化」関連規定

第3条	定義
この法律で使用する用語の意味は次のとおり。	
1.「情報」とは、特定の目的のために光又は電子的に処理され、符号・文字・音声・音響及び映像等で表現されたすべての種類の資料又は知識をいう。	
2.「情報化」とは、情報を生産・流通又は活用して、社会の各分野の活動を可能にし、そのような活動の効率化を図ることをいう。	
3.「国家情報化」とは、国家機関、地方自治体及び公共機関が情報化を推進し、社会の各分野の活動が効率的に実行できるように情報化を通して支援することをいう。	
4～9. (略)	
10.「公共機関」とは、次の各目の機関をいう。	
イ.「公共機関の運営に関する法律」による公共機関	
ロ.「地方公企業法」による地方公社及び地方公団	
ハ.特別法に基づいて設立された特殊法人	
ニ.「初・中等教育法」、「高等教育法」及びその他の法律に基づいて設置された各学校	
ホ.その他大統領令で定める法人・機関及び団体	
11～20. (略)	
第6条	国家情報化基本計画の策定
①政府は、国家情報化の効率、体系的な推進のため、5年ごとに国家情報化基本計画（以下「基本計画」という）を策定しなければならない。	
②基本計画は、未来創造科学部長官が国と地方自治体の部門計画を総合して「情報通信振興及び融合、活性化に関する特別法」第7条に基づく情報通信戦略委員会（以下「戦略委員会」という）の審議を経て策定・確定する。	

- ③基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
- 1.国家情報化政策の基本方向と中長期発展方向
 - 2.行政、保健、社会福祉、教育、文化、環境、科学技術、災害安全等の公共分野の情報化
 - 3～12. (略)
- ④未来創造科学部長官は、国と地方自治体の部門計画の作成手順を定め、これを関係機関に通知することができる。
- ⑤中央行政機関（大統領所属機関及び国務総理所属機関を含む。以下同じ。）の長及び地方自治団体の長は、所管の主要な政策を樹立し執行するとき、第3項各号の事項について優先的に考慮しなければならない。
- ⑥未来創造科学部長官は、毎年基本計画の主要施策の推進実績を点検・分析し、その結果を戦略委員会に報告しなければならない。

第7条 国家情報化施行計画の樹立

- ①中央行政機関の長と地方自治団体の長は、基本計画に基づいて、毎年、国家情報化施行計画（以下「施行計画」という）を策定・施行しなければならない。
- ②中央行政機関の長と地方自治団体の長は、前年度施行計画の推進実績と翌年の施行計画を未来創造科学部長官に提出しなければならない。このとき、行政自治部長官は、地方自治団体の前年度施行計画の推進実績と翌年の施行計画を総合して未来創造科学部長官に提出しなければならない。
- ③中央行政機関の長と地方自治団体の長は、第2項の規定により提出された施行計画の中で、大統領令で定める重要な事項を変更する場合には、その内容を未来創造科学部長官に提出しなければならない。
- ④未来創造科学部長官は、第2項の規定により提出された推進実績と施行計画及び第3項の規定により提出された施行計画を点検・分析した後、その意見を企画財政部長官に提示しなければならない。この場合、地方自治団体が提出した事項を確認・分析する場合には、行政自治部長官の意見を聞かなければならない。
- ⑤企画財政部長官は、施行計画に必要な予算を編成するときは、第4項の規定による未来創造科学部長官の意見を参酌しなければならない。
- ⑥施行計画の樹立及び施行等に必要な事項は、大統領令で定める。

第6条第1項では、第3条の「国家情報化」を効率的かつ体系的に推進するため、政府は5年ごとに国家情報化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとされており、さらに、同条第2項の規定により、「行政、保健、社会福祉、教育、文化、環境、科学技術、災害安全等の公共分野の情報化」に関する事項等を基本計画に盛り込むこととされている。

現在の「第5次教育情報化基本計画（2014 - 2018）」では、表1－6のとおり目標を設定し、5年の計画期間中に2兆 3,096 億ウォンの予算を投じることとされている。また、表1－7のとおり、①個別学習支援体制を構築するための幼・初・中等教育、②能力中心

社会の実現のための高等教育・学術研究、③学習と仕事が連携した生涯・職業教育、④認め合い配慮する教育福祉・特殊教育、⑤公共情報活用基盤と健全なサイバー文化の造成といった5つの領域に区分した上で、30の戦略課題及び戦略課題ごとの対応策が示されている。

学校教育に関しては、教育課程では、ソフト面として、学校で教えなければならない内容の一般的な基準が定められているのに対し、本計画では、情報技術を使った有効な教育の推進のためのハード整備の在り方が主に定められているといえる。

【表1 - 6】第5次教育情報化を通じた未来の姿

領域	変わる教育情報化（未来の姿）		
	中核的要素	2014年度	2018年度
幼・初・中等教育	情報機器の普及	1台あたり4人	1台あたり1人
	無線インターネット	19.8%	100%
	教授学習教材	150万件	350万件
	デジタル教科書	試験運営	商用化
	情報教育履修学生	30%	100%
高等教育 学術研究	教授学習形態	オフライン 中心の講義	オン・オフライン 融合型の講義
	大学の講義資料公開	6,500講座	20,100講座
	海外学術DB構築	22個	40個
生涯・職業 教育	オンライン生涯学習支援体制	構築と試験運用	サービス拡大
	生涯学習への参加率	35.6%	40.4%
	求人・求職情報の利用率	40%	80%
教育福祉 特殊教育	低所得層の子供の学力向上	5%増加	20%
	障害のある学生への個別型デジタルコンテンツ開発・普及	22種100本	82種500本

出典：「第5次教育情報化基本計画（2014－2018）」（2014年10月）教育部

【表1 - 7】第5次教育情報化基本計画における5領域・30の戦略課題

5領域	30の戦略課題
個別学習支援体制を構築するための幼・初・中等教育	・教育課程の教育情報好循環システムづくり ・創造的教授・学習支援体制の構築 ・正規教科オンライン授業充実及び活性化 ・個別型進路情報流通システムの構築 ・教員の教授・学習能力の強化をサポート ・いつでもどこでも学習できる学校環境づくり ・ICT創意人材育成のための情報教育の強化

能力中心社会の実現のための高等教育・学術研究	・学術情報流通システムの高度化及びグローバルネットワークシステムの構築 ・大学の研究・教育活動支援の強化 ・大学の公開講義活性化支援 ・大学情報の公開・共有・活用の拡大 ・韓国留学総合システムの構築
学習と仕事が連携した生涯・職業教育	・単位銀行制の情報開示 ・生涯教育士の資格統合管理体制の構築及び活性化 ・オンライン生涯学習支援体制の構築 ・国家職務能力標準（NCS）の学習モジュールのサービスプラットフォーム構築
認め合い配慮する教育福祉・特殊教育	・特殊教育情報化の充実を通じた障害者の教育福祉基盤造成 ・障害学生の情報格差解消のためのインフラ強化 ・社会的配慮対象者に対する均等な教育機会を提供
公共情報活用基盤と健全なサイバー文化の造成	・情報基盤教育行政業務の高度化 ・顧客中心の対国民教育福祉サービスの拡大 ・教育財政及び教育行政業務管理体制の先進化 ・教育行・財政インフラ運営の高度化 ・幼児教育情報システムの構築・運営 ・高等教育支援情報システムの運営 ・教育情報統計システム（EDS、EDSS）を活用したビッグデータ運用 ・標準及び品質管理基盤の構築 ・安全かつ健全なサイバー文化造成 ・韓国型教育情報化モデルのグローバル化 ・将来の教育を先導するための研究開発、業績管理体制の強化

出典：「第5次教育情報化基本計画（2014－2018）」（2014年10月）教育部

第2章 教育の情報化推進体制

第1節 関連機関の概要

教育情報化は、教育部をはじめ、その所属機関、大学、広域自治体である市・道の教育庁、その他の関係機関による連携を通じて推進されている。教育部は、教育情報化に関する基本政策を策定し、市・道の教育庁や基礎自治体の教育庁、各学校における教育情報化事業を統括する役割を担っている。

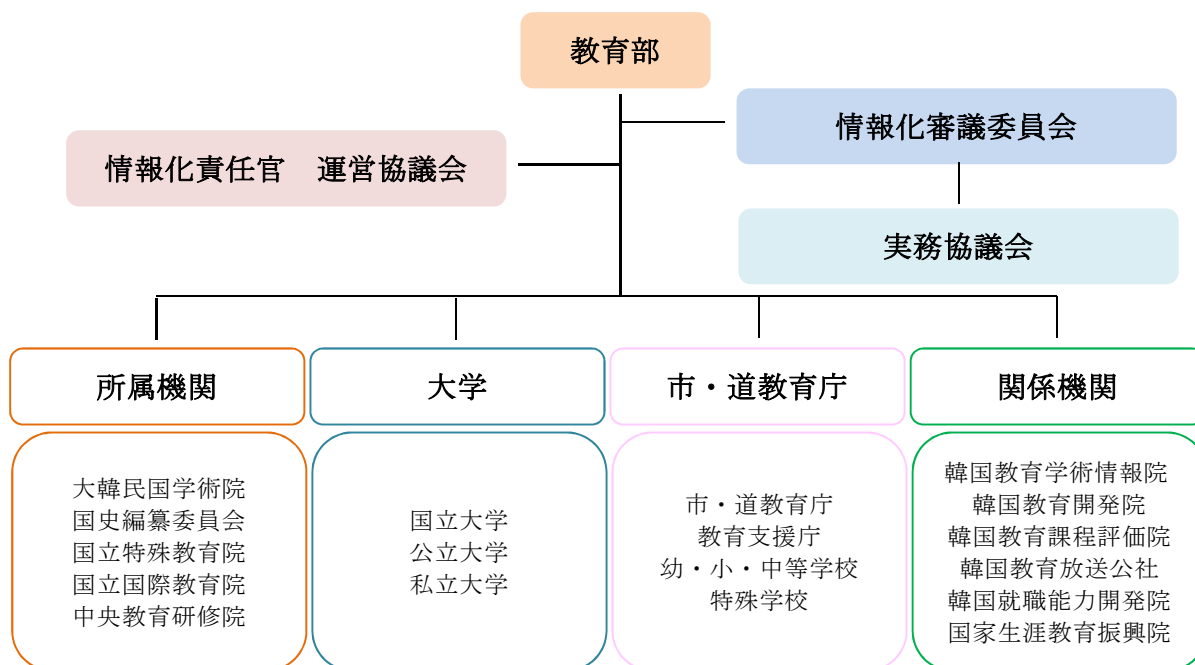
市・道の教育庁は、国家情報化基本法第7条第1項の規定に基づき、教育部が策定した教育情報化基本計画の方向性に沿って市・道の教育情報化施行計画を毎年策定し、幼・初・中等教育等における情報化を推進している。

さらに、現場レベルでは、各学校単位で、教育情報部門を設け、学校教育における情報化推進の計画の策定と運用、教授・学習教材の開発、教員の研修計画の策定と実施、情報化施設・設備の管理、情報化教育とコンピュータ室の運営計画の策定と実施、教育情報化イベントの計画と実施、NEISの運用、ホームページの構築と運用、情報通信倫理教育といった、幅広い業務を実施している。

大学においても同様に、教育部が策定した政策の方向性に沿って高等教育の情報化を推進している。

このように、関係機関は、各機関固有の任務に基づき、幼・初・中等教育、高等教育、特殊教育、生涯教育、職業教育、国際教育、教職員研修等について情報化を推進している。

【図2-1】教育の情報化組織体系



出典：「2015 教育情報化白書」（2015 年）教育部・韓国教育学術情報院

第2節 教育部の推進体制

本節では、教育情報化基本計画を策定し、韓国における教育情報化事業を統括している

教育部の具体的な推進体制について紹介することとする。

国家機関及び地方自治団体の長は、それぞれの機関における効率的な情報化の推進を図るため、国家情報化基本法第 11 条³の規定により、「情報化責任官」（以下「責任官」という。）を任命することとされているが、これを受け、教育部では、教育部情報化業務処理規程⁴第 4 条の規定（表 2－1）により、企画調整室長を責任官に任命することとされている。

そして、責任官の担当業務については、①情報化事業の総括調整、支援及び評価、②教育（行政）情報化政策と他の政策・計画等との連携・調整、③情報技術を利用した教育（行政）業務支援、④情報技術アーキテクチャの導入・活用、⑤他の法令で情報化責任官の業務として定められている事項の 5 つが定められており、これらの業務を遂行するために、教育部の室長及び局長、市・道の教育監並びに大学総長に必要な措置を求めることができるとされている。

教育部における教育情報化の担当部署は教育安全情報局の「教育情報化課」及び「e ラーニング課」であるが、具体的な企画立案や事業実施の際には、例えば、教育課程に関する業務を担当する学校政策室の「教育課程政策課」との調整が必要となり、その調整を責任官が中心に行うこととなる。

また、教育部情報化業務処理規程第 5 条の規定により、教育部は、市・道の教育庁と大学における情報化の効率的な推進や情報交流、関連する政策の協議等のために「情報化責任官運営協議会」を設置・運営することとされており、その構成は、議長は教育部次官、幹事は教育安全情報局長とされている。この協議会の場を通じて、情報化に関する教育部と関係機関との政策調整を行うのである。

さらに、教育部の情報化推進に関する重要事項を審議するための政策調整の場として、教育部情報化業務処理規程第 6 条の規定により、「情報化審議委員会」を設置することとされている。その構成は、委員長は責任官、委員は各室長及び局長、幹事は教育情報化課長とされており、委員長が必要に応じて委員会を開催することができる。そして、情報化審議委員会を実務的に補佐し、情報化の推進に関する詳細を確認するために、「実務協議会」を運営することができることとされており、その構成は、議長は教育安全情報局長、委員

³ 国家情報化基本法 第 11 条（情報化責任官）

①国家機関及び地方自治団体の長は、当該機関の国家情報化施策の効率的な策定・施行と国家情報化事業の調整等の業務を総括する責任官（以下「情報化責任官」という）を任命しなければならない。

②情報化責任官は、当該機関の業務と関連して、次の事項を担当する。

1. 国家情報化政策と事業の総括調整、支援及び評価
2. 国家情報化政策と組織内の他の政策及び計画等との連携・調整
3. 情報技術を利用した行政業務の支援
4. 情報資源の獲得・配分・利用等の総合調整と体系的管理及び情報共同活用方案の策定
5. 情報文化の暢達と情報格差の解消
- 5 の 2. 健全な情報通信倫理の確立
6. 「電子政府法」第 2 条第 12 号に基づく情報技術のアーキテクチャ（以下「情報技術アーキテクチャ」という）の導入及び活用
7. 情報化教育
8. その他他の法令で情報化責任官の業務に定める事項

③国家機関及び地方自治団体の長は、第 1 項の規定により情報化責任官を任命した場合、第 12 条第 3 項の規定による協議会の議長にこれを通報しなければならない。情報化責任官を変更したときも同じである。

⁴ 教育部訓令第 150 号、2015 年 10 月 20 日制定・施行

は各室及び局の主務課長、幹事は教育情報化課長とされている。

【表 2 - 1】教育部情報化業務処理規程（抜粋）

第 4 条	情報化責任官の指定
①教育部長官は、「国家情報化基本法」第 11 条（情報化責任官）に基づき、企画調整室長を情報化責任官に指定する。	
②情報化責任官は、次の各号の事項を担当する。	
1.情報化事業の総括調整、支援及び評価	
2.教育（行政）情報化政策と他の政策・計画等との連携・調整	
3.情報技術を利用した教育（行政）業務支援	
4.情報技術アーキテクチャの導入・活用	
5.その他の法令で情報化責任官の業務に定める事項	
③情報化責任官は、第 2 項の業務を遂行するために室・局長と市・道の教育監、大学総長に必要な措置を求めることができる。	
第 5 条	情報化責任官運営協議会
①教育部は、市・道教育厅と大学の効率的情報化推進、情報交流、関連政策協議等のために情報化責任官運営協議会（以下「運営協議会」という。）を構成・運営する。	
②運営協議会の議長は、教育部次官がなり、幹事は、教育安全情報局長が担う。その他運営協議会の構成・運営に関する事項は、別に定める。	
第 6 条	情報化審議委員会と実務協議会の構成・運営
①教育部の情報化推進に関する重要事項を審議するために、情報化審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。	
②情報化審議委員会委員長は情報化責任官、委員は各室・局長とし、幹事は教育情報化課長とする。	
③委員長は、次の各号の事項を審議するために委員会を開催し、必要に応じて書面で審議することができる。	
1.教育部情報化基本計画と実施計画に関する事項	
2.教育部情報化関連法令や制度の改善に関する事項	
3.教育部情報化事業の推進調整	
4.他の行政機関との情報化事業の協業・活性化に関する事項	
5.その他委員長が必要と認める事項	
④委員会の会議は、委員長が直接招集し又は委員の要請に応じて招集し、委員長がその議長となる。	
⑤委員会を実務的に補佐し、情報化の推進に関する詳細を確認するために、実務協議会を運営することができ、議長は教育安全情報局長、幹事は教育情報化課長とし、委員は各室・局の主務課長で構成する。	
⑥委員会委員長又は実務協議会議は、必要と認める場合、関係公務員や諮問委員、チーム長級以上の公共機関の職員等を委員会又は実務協議会に出席させて説明をさせ、	

必要な資料を提出させることができる。

第3節 韓国教育学術情報院

韓国教育学術情報院（Korea Education and Research Information Service、KERIS）は、1999年に、それまで分散していた教育の情報化関係機関を統合するかたちで設立され、現在、教育部が策定する教育情報化政策の推進・支援に関する中心的な機関として、初・中等学校、大学等の教育情報化推進施策を推進している。本節では、KERISについて詳述することとする。

1 設立経緯

情報化を通じていつでもどこでも教育を受けられる教育環境の整備を目的として、1997年に韓国教育放送院の附属機関として「マルチメディア教育支援センター」が設立された。また、学術分野の情報化施策の研究・実施を担当するため、韓国学術振興財団の附属機関として「先端学術情報センター」も設立された。その後、教育情報化施策の規模が拡大するにつれて、国家レベルの教育情報化を先導する組織の設立の必要性が高まり、「マルチメディア教育支援センター」と「先端学術情報センター」を統合して、1999年にKERISが設立された。

2 韓国教育学術情報院法における位置づけ

KERISは、「韓国教育学術情報院法」（以下「情報院法」という。）に基づいて設立された法人であるが（情報院法第3条）、教育や学術研究に必要な情報を制作・調査・収集し、教育情報の提供体制を構築・運営することにより、教育と学術研究の質的水準を向上させ、国の教育の発展に寄与することを目的としている（情報院法第1条）。

KERISの役員は、代表者たる院長（任期3年）1名を含む11人以内の理事と監事1人（理事及び監事は任期2年）が置かれる。理事は常任と非常任に区分され、常任理事の定数は院長を含めた理事の総数の2分の1未満とされている（情報院法第7条）。KERISの業務に関する重要事項の審議・決定は、理事会（議長は院長、委員は理事）が行うこととされている（情報院法第9条）。

KERISは、事業年度ごとに事業計画書と予算書を理事会で決定し、教育部長官に提出することとされており（情報院法第16条第1項）、これらの内容を変更した時も同様である。そして、毎会計年度の事業実績と、公認会計士又は会計法人の監査を受け、理事会で議決した決算書を、会計年度終了後2ヶ月以内に教育部長官に提出し、承認を受けることとされている（情報院法第16条第2項）。

一方、教育部は、必要に応じて、KERISの業務及び会計に関する事項を確認したり、KERISに対し必要な資料の提出を求めたりすることができ（情報院法第19条第1項）、教育情報や資料の内容が関係法令に違反している場合や、情報院法第19条第1項の規定による検査の結果、違法又は不当な事項がある場合は、教育部長官が院長に対し是正を要

求したり、その他必要な措置を講じたりすることができる（情報院法第 19 条第 2 項）。

KERIS の運営に必要な財源は、①政府からの出資金・補助金、②地方自治団体教育費特別会計からの補助金、③教育情報提供システムの運営により得られる利用料、④その他の収入金の 4 つで構成されている（情報院法第 13 条）。なお、③の利用料の額は、教育部長官が定めることとされている（情報院法第 14 条）。

また、KERIS は、事業目的に使用する場合に限り、公共機関等に対して、業務遂行に必要な出版物や資料の提供を要請することができる（情報院法第 18 条）。

3 公共機関運営法における位置づけ

「公共機関の運営に関する法律」（以下「公共機関運営法」という。）は「公共機関の運営に関する基本的な事項と自律経営と責任経営体制の確立に関して必要な事項を定め、経営を合理化し、運用の透明性を高めることにより、公共機関の対国民サービスの増進に寄与すること」を目的としており（公共機関運営法第 1 条）、公共機関の経営の健全性の確保をその主眼に置いているが、KERIS は、情報院法のほか、この法律によっても規律されている。

企画財政部長官は、公共機関運営法第 4 条の規定により、国又は地方自治体ではない法人等のうち、同条各号のいずれかに該当する機関を「公共機関」として指定することができることとされている。指定された公共機関は、「公企業」と「準政府機関」に区分された上で、表 2－2 のとおり、「市場型公企業」、「準市場型公企業」、「基金管理型準政府機関」、「委託執行型準政府機関」又は「その他の公共機関」の 5 つに類型化されている（公共機関運営法第 5 条）。

KERIS は、これらのうち、公共機関運営法第 4 条 1 号の「他の法律に基づいて設立され政府が出捐した機関」に該当する公共機関として、「委託執行型準政府機関」に区分される。

【表 2－2】公共機関の区分

区分		共通要件	指定要件（原則）
公企業	市場型公企業	従業員定員 50 人以上かつ 独自収入比率 50%以上	総資産 2 兆ウォン以上かつ 独自収入比率 85%以上の機関
	準市場型公企業		市場型ではない公企業
準政府 機関	基金管理型 準政府機関	従業員定員 50 人以上かつ 独自収入比率 50%未満	中央政府の資金を管理する機関
	委託執行型 準政府機関		基金管理型ではない準政府機関
その他の公共機関		公企業及び準政府機関を除く公共機関	

出典：公共機関採用情報システムホームページ

KERIS が準政府機関に指定されていることに伴い、準政府機関の役員候補者推薦権限

(公共機関運営法第 26 条) 及び機関長の候補者との契約関連事項の協議等を行う権限(公共機関運営法第 31 条 2 項)をもつ役員推薦委員会を KERIS に設置し、役員推薦委員会が推薦した複数の者の中から、主務機関長である教育部長官が院長を任命することとされている(公共機関運営法第 26 条)。役員の報酬基準は、企画財政部長官の下に置かれる公共機関運営委員会(公共機関運営法第 8 条)の審議・議決を経て定める報酬基準に沿って、理事会で定めることとされている(公共機関運営法第 33 条)。

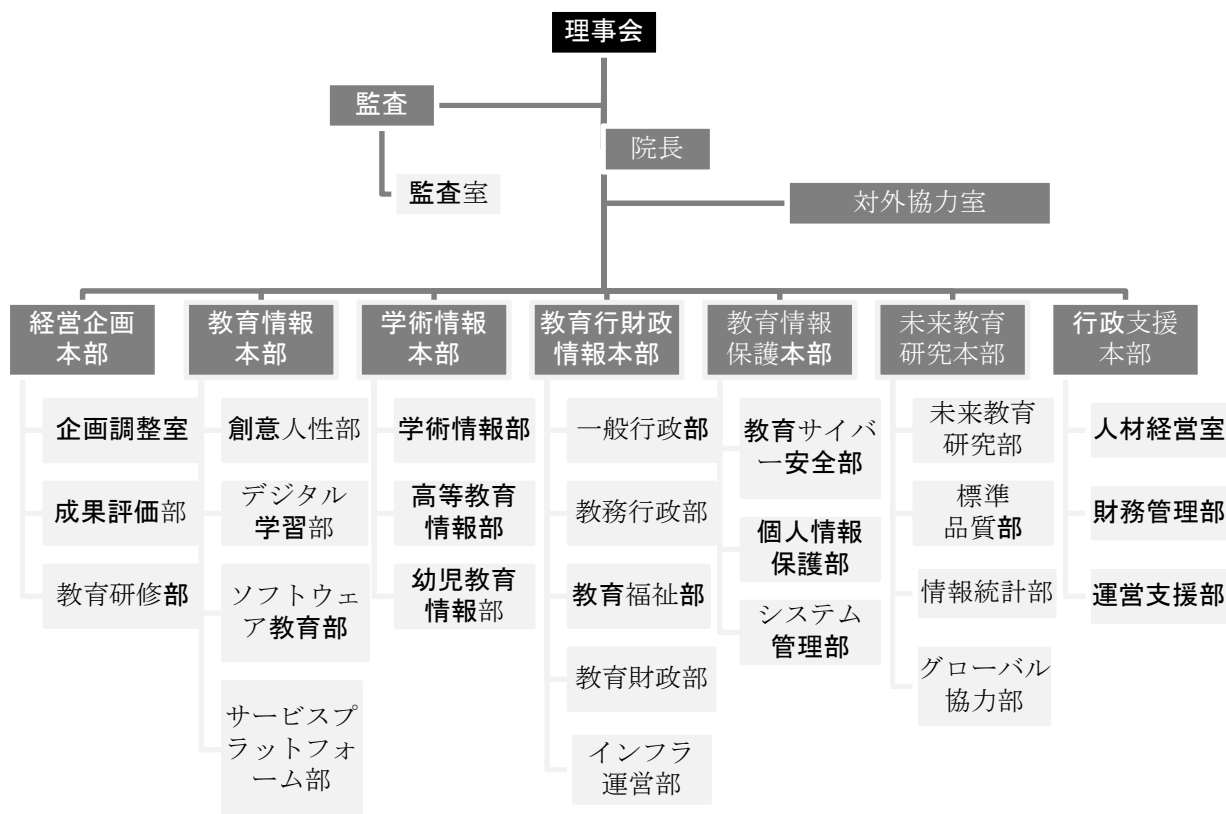
また、KERIS は、当該年を含む 5 会計年度以上の中長期財務管理計画を理事会で毎年決定した後、毎年 6 月 30 日までに企画財政部長官及び教育部長官に提出することとされている(公共機関運営法第 39 条の 2)ほか、次の年を含む 5 会計年度以上の中長期経営目標を理事会で毎年決定した後、毎年 10 月 31 日までに企画財政部長官及び教育部長官に提出することとされており(公共機関運営法第 46 条)、経営の健全性の確保のための取組が義務づけられている。

4 組織体制及びビジョン

KERIS の組織体制は、図 2-2 のとおり、7 つの部で構成されており、EDUNET(初・中等教育課程の教授・学習活動支援システム)や NEIS の運営、デジタル教科書の開発等、多様な事業を実施している。

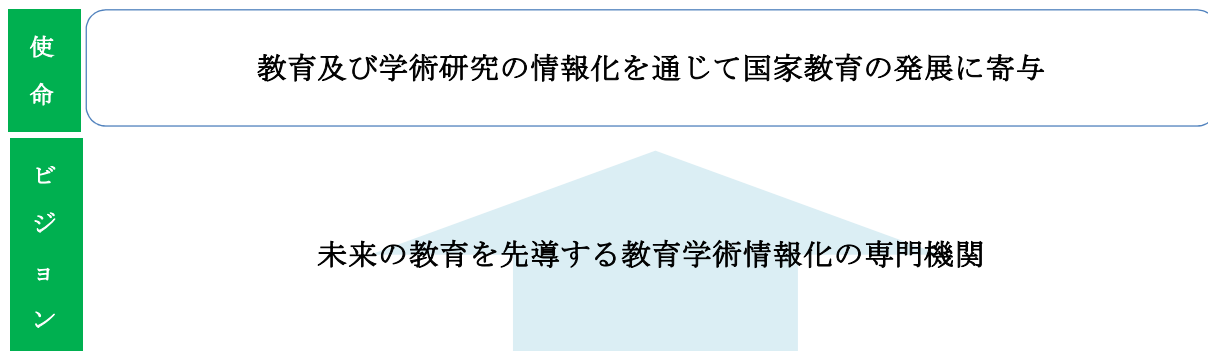
そのビジョン及び目標は、図 2-3 のとおりである。具体的な目標としては、学校での児童・生徒の学習場面の情報化や、学校や教育庁等の行政組織の業務効率化の向上等も含めた教育行財政の情報化も掲げており、これらの目標を韓国全土で達成することを目指している。

【図 2 - 2】KERIS の組織体制



出典：韓国教育学術情報院ホームページ

【図 2 - 3】KERIS のビジョン及び目標



戦略目標及び戦略課題	ICTを通じた融合型創 意人材養成	高等教育及 び研究支援 体制高度化	教育行財政 サービス 先進化	安全なサイ バー教育環 境の実現	未来教育の研 究及びグロー バル協力先導	持続可能 な経営体 制強化
	○教育課程における教育情報・流通サービス強化 ○知能型デジタル学習体制構築 ○SW教育活性化及び健全な情報化文化の造成 ○オンライン学習サービス強化及び創造的人材教育支援拡大	○知能型学術情報流通課題体制の構築及び活性化 ○海外学術情報流通体制高度化 ○未来型高等教育支援体制及び海外ネットワーク構築 ○幼児教育情報サービス拡大	○教育行財政サービス充実化及び能動的政策支援 ○学校行政中心のスマート教務業務サービス提供 ○顧客中心サービスによる国民参加拡大 ○先進教育財政及び業務管理体制の構築 ○教育行財政インフラ知能型管理体制の実現	○教育（行政）機関情報保護体制高度化及び専門性強化 ○安全な個人情報保護環境及び電子署名認証体制構築・運用 ○教育学術情報システム運営の安全性及び効率性の強化	○実証資料基盤政策研究支援強化 ○教育、学術情報標準化及び品質管理体制強化 ○公示情報拡大及び教育情報統計サービスの活性化 ○教育情報化国際国際開発協力先導	○持続成長可能な経営体制づくり ○顧客満足経営強化 ○腐敗防止清廉体制運用強化

出典：韓国教育学術情報院ホームページ

5 KERIS の事業

KERIS が行う事業は、表 2－3 のとおり情報院法第 6 条で定められているが、具体的には、表 2－4 のとおり、①初・中等教育情報化、②学術研究情報化、③教育行財政情報化、④サイバーセキュリティの構築とシステムの標準化、⑤グローバル協力及び政策研究の 5 つの分野において多様な事業を実施している。

なお、初・中等教育における教育情報化施策の重要なシステム等の詳細については、第 4 章で紹介することとする。

【表 2－3】KERIS の事業（情報院法第 6 条）

第 6 条 事業
教育情報院は、次の各号の事業を行う。 1. 教育及び学術研究に必要な情報の制作・調査・収集及び管理とこれらを活用するための研究 2. 教育情報提供体制の構築及び管理・運営 3. 教育及び学術情報の開発・流通に必要な情報の体系化及び標準化 4. マルチメディアを利用した教育用情報・資料の研究・開発・発掘及び普及

5. 各級学校の図書館電算化と電子図書館の構築支援
6. 各級学校の教育及び教育行政の情報化支援
7. 遠隔教育・研修及びこれに対する支援
8. 教育と学術情報関連の国際交流及び協力

【表 2 - 4】KERIS の具体的な事業

①初・中等教育情報化
1. 教育情報共有・流通体制及び EDUNET 運営 ○教師の力量開発支援情報(研究学校、研修、研究大会等)の一括提供及び活用の活性化 ○教師・生徒のコミュニケーションや参加の活性化に向けた学習コミュニティ運営 ○民・官の教育寄付の協力拡大を通じたコンテンツの共同活用体制の構築 ○EDUNET 検索プログラムの普及拡大及び利用の拡大に向けた外部連携 ○検索プログラムの普及対象の拡大(教育庁・学校→公共機関・団体)及び民間ポータル連携 2. ICT 活用教育活性化基盤造成 ○デジタル教科書の国定・検定・認定技術審議制度の運営支援 ○デジタル教科書の安定的な開発・供給のための基盤造成 ※製作ガイドラインの開発・普及及びビューアー機能改善等 ○デジタル教科書の効果・機能障害に対する対応策等の活用活性化に対する支援 ○教育情報化研究大会の運営及び優秀事例発掘・普及 ○優秀な授業モデルの開発・普及を通じた ICT と教育の融合促進及び拡散 ○新技術基盤の授業方法の改善に向けた未来教育体験館運営 3. ソフトウェア教育の定着基盤造成 ○ソフトウェア教育研修プログラム・教材開発・普及を通じた教員の情報能力の強化 ○ソフトウェア教育研究・先導学校及びロボット活用実験学校運営を通じたソフトウェア教育拡大 ○ソフトウェア教育科の教育用ロボットと連携した優秀な授業の事例発掘および普及 ○教員のソフトウェア教育能力強化のための先導教員／一般教員への研修推進 4. 創意・人格教育及び基礎学力の強化を支援 ○生徒の創意的なメディア活用教育の拡大を通じた自由学期制運営等の教育政策支援 ○生徒の創意・人格教育力強化のための情報サービスの運営支援及びコンサルティング ※サイバー学習、オンライン基礎学力診断・補正システム、EDUPOD、読書教育総合支援サービス等 ○学校の健全な情報文化の基盤づくりに向けた情報通信倫理教育教材の開発及び研修
②学術研究情報化
1. 学術情報流通システムの高度化およびグローバルネットワーク体系の構築 ○学術研究情報サービス(RISS)を通じて簡単かつ迅速な高度学術情報提供 ○国内学術情報収集・管理のための標準化及び共同活用のためのネットワーク運営

○海外学術情報の導入及び普及拡大のための体制運営 2. 高等教育情報の活性化 ○大学公開講義の共同活用サービス（KOCW）運営及び活性化 ○大学生産デジタル学術情報の共有・流通の活性化を通じた国家研究能力の向上 ○ASEAN 大学 e ラーニング支援及び協力ネットワーク構築運営 3. 教育政策情報・統計サービス拡大及び活性化 ○教育関連データ及び情報の収集・管理・活用体制作りで実証的資料に基づいた客観的な教育政策の策定や研究支援 ○幼稚園及び初・中等学校の情報公開資料の正確性及び信頼性向上を通じた、親の知る権利への対応及び学校の責務性の強化 ○幼児学費支援システム（e 幼稚園）を通じた幼児福祉政策執行の支援 ○学校の統計関連資料作成負担の緩和を通じた学校現場の行政業務の軽減
③教育行政・財政情報化
1. 高品質の教育行政サービスの提供及び機能高度化 ○教育政策、法・制度改正等、国家主要教育政策の支援のための適切な NEIS サービス実現 ○NEIS サービスの安定化と利便性改善による教職員の業務軽減及び利用の活性化 ○現場諮問団の能力強化と NEIS 使用者研修の実施等、効果的な現場支援の強化 2. 顧客中心の対国民教育福祉サービス拡大 ○教育費支援・管理及び伝達体系の効率化による低所得層学生の合理的な教育費支援体制づくり ○国民中心の NEIS サービス拡大改編による受益者の利便性及び満足度向上 ○オンライン教員能力開発評価や学校暴力実態調査、学生の情緒行動特性検査による教育基盤造成 3. 教育財政サービス先進化及び業務管理システムの高度化 ○持続的なエデュファイン改善を通じた利用者の実質的な業務軽減 ○エデュファインによる地方教育財政運用管理体制の確立を通じた地方教育財政の透明性と健全性向上 ○新しい教育行政業務処理文化の拡散支援を通じた教育行政業務の生産性向上 ○業務管理メモ報告機能の活性化を通じた新しい教育行政の業務報告文化への誘導 4. 情報基盤教育行政・財政インフラ管理体制の高度化 ○安定的な行政・財政インフラの運営及び維持管理による利用者の体感満足度増進 ○主要情報通信基盤施設の指定及び運営・管理、ISMS 認証による保安性及び信頼性の強化 ○災害復旧センター(DR)構築による安全な行政・財政情報資産の維持及びサービス連続性の保障
④ サイバーセキュリティの構築及びシステムの標準化
1. 安全なサイバー教育環境作り

○教育機関のセキュリティ管制システム及び侵害事故予防・対応システムの強化 ○24 時間中断のない、認証書の発給・更新・検証サービスの安定的な提供 ○3 つの圏域別教育センターの運営による教育・研究機関の情報保護及び専門性向上 2. 教育学術情報の標準化に関する研究・開発の実施 ○教育学術情報支援のための標準研究・開発及び国際標準の先導 ○学習活動を体系的に分析できる学習分析(Learning Analytics)技術開発及び国際標準化機構における学習分析技術担当グループ新設 ○良質の教育サービス提供のための国家レベルの品質管理体制づくり ○遠隔教育研修の活性化のための教員職務能力強化 3. 教育学術情報システム運営の効率化及び高度化 ○教育学術情報システムの物的基盤の高度化及び安定化 ○院内情報システムの機能及び利便性の強化
⑤グローバル協力および政策研究 1. 教育情報化の国際交流及び開発協力の活性化 ○国際機関及び海外関係機関との共同協力事業を推進 ○主要協力国の教育情報化(ICT4ED)の現況診断・分析 ○e ラーニング国際コンサルティング等、教育情報化分野の公的開発援助(ODA)事業を推進 ○グローバル動向調査及び国際広報推進 2. 実証データに基づいた政策研究・支援の強化 ○教育情報化の中長期総合計画策定による政府の教育情報化シンクタンク ○政策懸案に対する支援研究による教育情報化に関する懸案の適時支援 ○実証データに基づく教育情報化政策の成果診断および拡散

出典：韓国教育学術情報院ホームページ

第3章 教育の情報化の推進経過

第1節 第1次計画期前の推進状況（－1995）

韓国では、第1次計画期以前の1970年代から、「競争力強化のためにはコンピュータ教育が重要」との認識の下、職業教育において電算教育が行われていた。1980年代には、大統領直属の諮問機関である教育改革審議会の「教育改革総合構想」で情報化社会に備えたコンピュータ教育の強化案が提案され、コンピュータ教育を初・中等学校に積極的に導入する「学校コンピュータ教育の強化策」が策定された。この政策は、小・中学校へのコンピュータの普及と学校内のネットワークの構築が開始される重要なきっかけとなり、1990年代半ばまでに、コンピュータによる教育に向けた投資のための総合計画の策定につながった。

この時期の学校のコンピュータの普及は、民間の協力を得ながら、官・民共同で推進された。すなわち、当時の教育部は、韓国電気通信公社と「教育用コンピュータ支援協定」を締結することにより、大量のコンピュータをより効率的に設置することができるようにしたのである。韓国電気通信公社は、1989年から1996年までの8年間で計640億ウォンをかけてコンピュータの普及と教室内のネットワークの構築を推進し、その結果、1996年度末までに、各学校で平均32.6台のコンピュータが導入された。

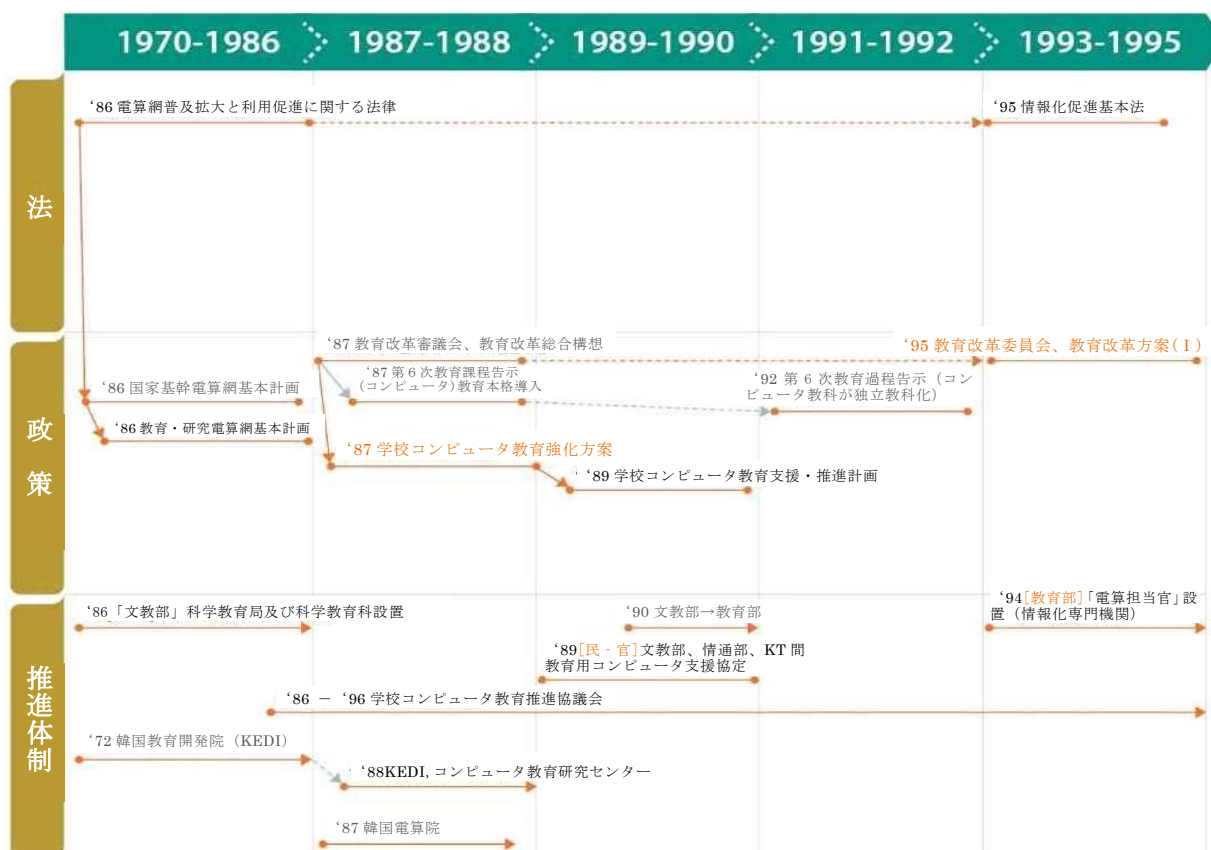
こうした動きは教育課程にも反映され、1974年に策定された第3次教育課程から、一般高等学校の「技術」科目にコンピュータ教育が導入された。その後、1981年に策定された第4次教育課程から、高等学校の「産業技術」科目に電卓の関連内容が、「数学」科目に電子順序図の関連内容が導入され、コンピュータ教育の範囲が広がっていったのである。

さらに、1987年に策定された第5次教育課程からは、小・中・高等学校全学年に本格的に「情報教育」が導入された。具体的には、小学校6年生の「実科」科目に「コンピュータと生活」部門が、中学校1年生の「技術・家庭」科目に「コンピュータの利用」部門が導入された。また、高等学校の「技術」科目に「コンピュータ」部門が導入されるとともに、選択科目に「情報産業」科目が新設され、単一科目として情報・情報通信・コンピュータ・プログラミング等について教育することとされた。

1992年に策定された第6次教育課程からは、小学校の「実科」科目、中学校の「技術・産業」科目及び高等学校の「技術」科目にコンピュータ関連の内容が体系的に反映された。また、小学校3年生から6年生を対象に学校の裁量授業の時間内でパソコンの使い方を教えることができようになり、中学校では週2時間ずつ学校の裁量授業の時間内に「コンピュータ」科目を選択して教えることができるようになった。高等学校でも「情報産業」科目を教育課程における必修科目に指定し、市・道の教育庁が自律的に推進できるようになった。

このように、韓国では、1970年代から90年代初期の段階で、「学校でのコンピュータ教育」の必要性が叫ばれ、そのために必要な制度的・物的基盤づくりが進められたのである。

【図 3 - 1】教育情報化政策の推進体系（1995 年以前）



出典：「韓国の教育情報化政策モデル」（2015 年）韓国教育学術情報院

第2節 第1次計画期以後の推進経過の概要

韓国における教育の情報化は、国家情報化基本法の前身である情報化促進基本法が 1995 年 7 月に制定され、1996 年 1 月に施行されて以降、20 年以上にわたって施策展開が行われている。教育情報化基本計画の改訂に合わせ、第 1 次計画期（1996－2000）から第 5 次計画期（2014－2018）までの教育情報化の推進過程を辿ってみると、その概要は表 3－1 のとおりである。

こうしたこれまでの教育の情報化に関する取組により、幼・初・中等学校の教授・学習教材や教育環境、教育方法等が大きく変化するとともに、教育行政の効率化に対する効果もあったと言われている。また、大学や生涯教育の分野でも、いつでもどこでも情報を共有し学習することができる制度とシステムの構築がなされてきた。

このように、教育分野全般にわたって情報化が進められたことにより、現在では、国際的にも先進的な教育の情報化体制が構築されている。

【表 3 - 1】第 1 - 5 次計画期 教育情報化基本計画 主要内容

区分	領域	主要成果及び戦略課題	特徴
第 1 次 計画期 (’96-’00)	・教育情報化基盤の構築 ・教育情報資料の開発・普及 ・情報技術を活用した教育の強化 ・教育行政情報化 ・学術・研究情報基盤の高度化	・教育情報化事業の推進のための安定的な基盤作り (KERIS、EDUNET、RISS) ・世界レベルの教育情報化インフラ構築を通じた情報アクセシビリティの強化 ・すべての学校へのインフラ整備の完了	・最初の中・長期的な教育情報化総合計画 ・情報化促進基本計画との連携
第 2 次 計画期 (’01-’05)	・知識基盤社会対処能力育成 ・創造的な産業人材育成 ・情報文化の醸成 ・総合的な成果支援体制の構築	・ICT 活用授業の安定定着 ・e ラーニングの普及 (サイバー家庭学習等) ・ナイス (NEIS) 開設 ・ナイス (NEIS) 高度化 → 教育行政の効率化 ・学術情報流通システム高度化	・生涯教育、健全な情報文化含む ・教育情報化指標の開発
第 3 次 計画期 (’06-’10)	・e 教授学習 / e 生涯学習の革新体制の構築 ・e 教育のセーフティーネット、知識管理体制の構築 ・e ラーニングのグローバル化 / U ラーニング基盤の構築 ・e 教育行政支援体制構築 ・教育情報化の成果及び質の管理	・ICT を活用した教育の活性化 ・教育の全領域に情報化を取り入れ ・エデュファインの開設 ・e ラーニングのグローバル化と国際交流協力の拡大	・e ラーニングのグローバル化、成果管理を含む ・情報化事業の地方移譲 (90%)
第 4 次 計画期 (’11-’13)	・創造的デジタル人材育成 ・先進的 R&D 能力の強化 ・コミュニケーションと融合の情報化 ・教育科学技術の情報インフラ造成	・スマート教育の導入・適用 ・将来の教育研究、試験運営 ・業務管理、EDS サービス ・幼児教育の情報化 ・次世代ナイス (NEIS) 開設	・教育部と科学技術部の統合に伴い、時期及び範囲を調整 ・教育・科学分野の統合計画の策定

第4次 計画期 (11-13)	(スマート教育推進戦略) ・デジタル教科書開発・適用 ・オンライン授業・評価の活性化 ・教育コンテンツの自由利用環境を造成 ・教員のスマート教育実践力の強化 ・クラウド教育サービス基盤造成	・デジタル教科書導入のための制度整備及び試験開発 ・オンライン授業の実施 ・教育著作物の利用権解決 ・教員能力強化 ・クラウド教育サービス基盤造成	・範囲の拡張：教育体制の変化 ・初・中等教育限定
第5次 計画期 (14-18)	・個別学習支援体制の構築(幼・初・中等教育) ・能力中心社会の実現(高等教育) ・学習と仕事が連携した生涯職業教育 ・認め合い配慮する教育福祉 ・健全なサイバー文化造成	・創造的教授学習活動への支援体制の構築 ・学術情報の共有・流通システムの高度化 ・オンライン生涯学習体制の構築 ・社会的配慮及び情報格差の解消 ・教育行・財政インフラ運営の高度化	・ソフトウェア教育の強化 ・e ラーニング海外進出 ・公共情報活用基盤の造成 ・教育安全情報の構築 ・ICT 融合政策

出典：「2015 教育情報化白書」（2015 年）教育部・韓国教育学術情報院

第3節 第1次計画期（1996－2000）から3次計画期（1996－2010）までの推進経過

1 第1次計画期（1996－2000）

教育情報化政策がより体系的に展開される1つの契機となった情報化促進基本法は、法律上も行政組織上も個別分野ごとに実施されてきた情報化事業について、各組織間の業務の関係性を明確にすることにより、分野相互の連携や投資の効率性と有効性を高めることを狙いとして制定された。

当時の教育部が同法に基づいて1996年7月に策定した「教育情報化促進施行計画」は、韓国初の教育情報化に向けた総合計画であった。この計画策定後、体系的かつ効率的に教育の情報化を進めるために、関連法令等の制定・改正や各種計画（「教員情報活用能力の活性化計画」、「学生情報認証制度施行計画」、「情報通信技術教育の強化計画」等）の策定が行われた。また、同法に基づいて情報通信部（現在は行政自治部へ改編）に「情報化促進基金」が設置され、情報化事業のための安定財源が確保されたことも、情報化インフラ整備に大きな役割を果たした。

この時期の大きな動きの一つとして、まず専門組織の設立が挙げられる。教育・学術情報化推進のための専門組織として、1996年に韓国学術振興財団の傘下に「先端学術情報センター」が、1997年に韓国教育放送院の附属機関として「マルチメディア教育支援センター」がそれぞれ設立された。その後、教育情報化をより体系的かつ効率的に推進するため、1999年に両機関を統合してKERISが設立されたことにより、本格的な教育情報化の推進体制が整えられた。

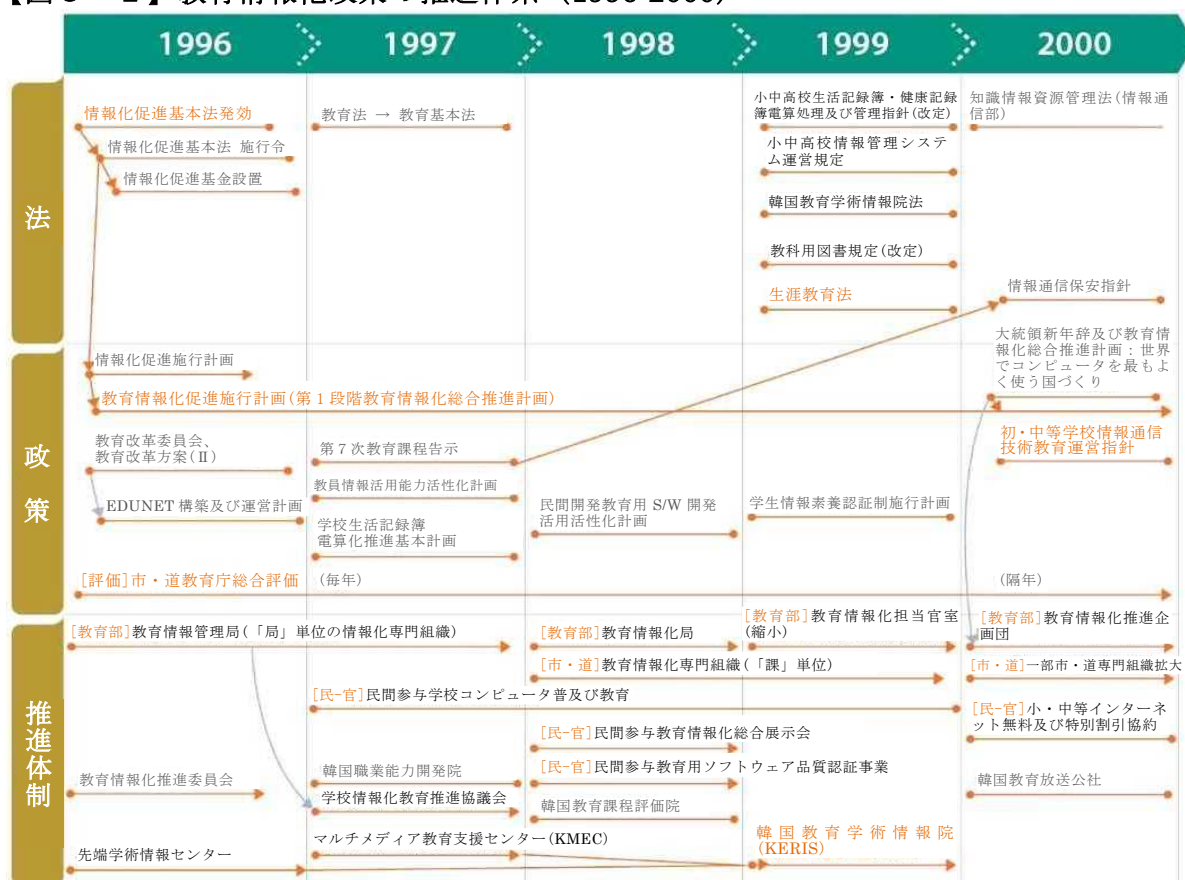
中央省庁の組織としては、情報化促進基本法に基づいて、1996年に首相を委員長とする「情報化推進委員会」が発足し、その分科会として教育部に「教育情報化推進分科委員会」が設置され、教育情報化政策に関する全般的な審議が行われた。また、1998年には、教育部において、既存の「課」レベルの教育情報化の担当部署が、「教育情報化局」という「局」レベルに拡大され、教育情報化事業を推進する体制が強化された。こうした教育部の組織改編に合わせて、市・道の教育庁においても、すべての教育庁に「課」レベルの教育情報化の担当部署が設置され始めた。

この時期は、主要な教育情報サービスシステムが続々と構築された時期でもあった。国の教育情報ポータルサービスである EDUNET が 1996 年に、学術情報サービスである RISS が 1997 年に構築されるとともに、NEIS の前身である学校生活記録簿電算化プログラムと学校総合情報管理システムが 1996 年から 1997 年にかけて構築された。

こうした動きに合わせて、教員情報活用能力評価制が 1999 年に導入され、学生の情報基礎能力認証制度や初・中等学校情報通信技術教育運営指針が 2000 年に制定されたほか、すべての教員に対する情報化基礎研修が 1997 年から 2000 年にかけて実施されるなど、生徒と教員の情報化に関する素養を高めるための取組も行われた。

また、教育情報化インフラの構築も引き続き進められ、すべての教員にパソコンが支給されたり、すべての学校でインターネット及び授業先進化機器が整備されたりした。

【図 3 - 2】教育情報化政策の推進体系（1996-2000）



出典:「韓国の教育情報化政策モデル」(2015年)韓国教育学術情報院

教育課程との関係では、1997年に策定された「第7次教育課程」から、小学校の「実科」科目や中学校の「技術・家庭」科目、高校の「コンピュータと生活」科目のみならず、すべての科目で情報技術の活用経験ができるように教科が編制され、情報技術を活用した授業が幅広い科目で行えるようになった。ただし、実際に各種の施策が実施される際、教育部や市・道の教育庁の教育情報化担当部署と、各学校の教育課程担当部署（初等教育課や中等教育課）との連携が必ずしも緊密ではなかったため、第1次計画期は、情報通信技術を活用した教授・学習活動よりも、物的基盤の構築の方が優先して進められた時期であったといえる。

2 第2次計画期（2001－2005）

第2次計画期では、1996年に策定された「教育情報化促進施行計画」に続く第2次教育情報化総合計画として、2001年から2005年までの5年間を推進期間とする「教育革新と人的資源の開発のための教育情報化総合発展方案」に基づいて、教育における情報通信技術の活用が進められた。

第1次計画期で構築された情報インフラを基に、ICTを活用した教育活動を活発化させるため、教育人的資源部は、2004年に、私学における高額な授業料の問題を解決するための対策として「公教育の正常化を通じた私教育費の軽減対策」を発表し、教育情報サービス（EBS 修能講義⁵やサイバー家庭学習等）の高度化を図った。特に、情報格差を解消するためにeラーニングを用いた支援事業として、低所得層の子ども向けの情報化支援策が2000年から始まり、2007年末には約13万9,000人の学生にコンピュータが支給され、約61万6,000人にインターネット通信費の支援がなされた。

また、NEISの高度化を進めることにより、教育行政の効率化も図られた。例えば、NEISを使った会計システムを導入することにより、手書きの帳簿が不要となり、帳簿の種類も58から11に削減されるなど、具体的な業務の効率化に大きく寄与した。

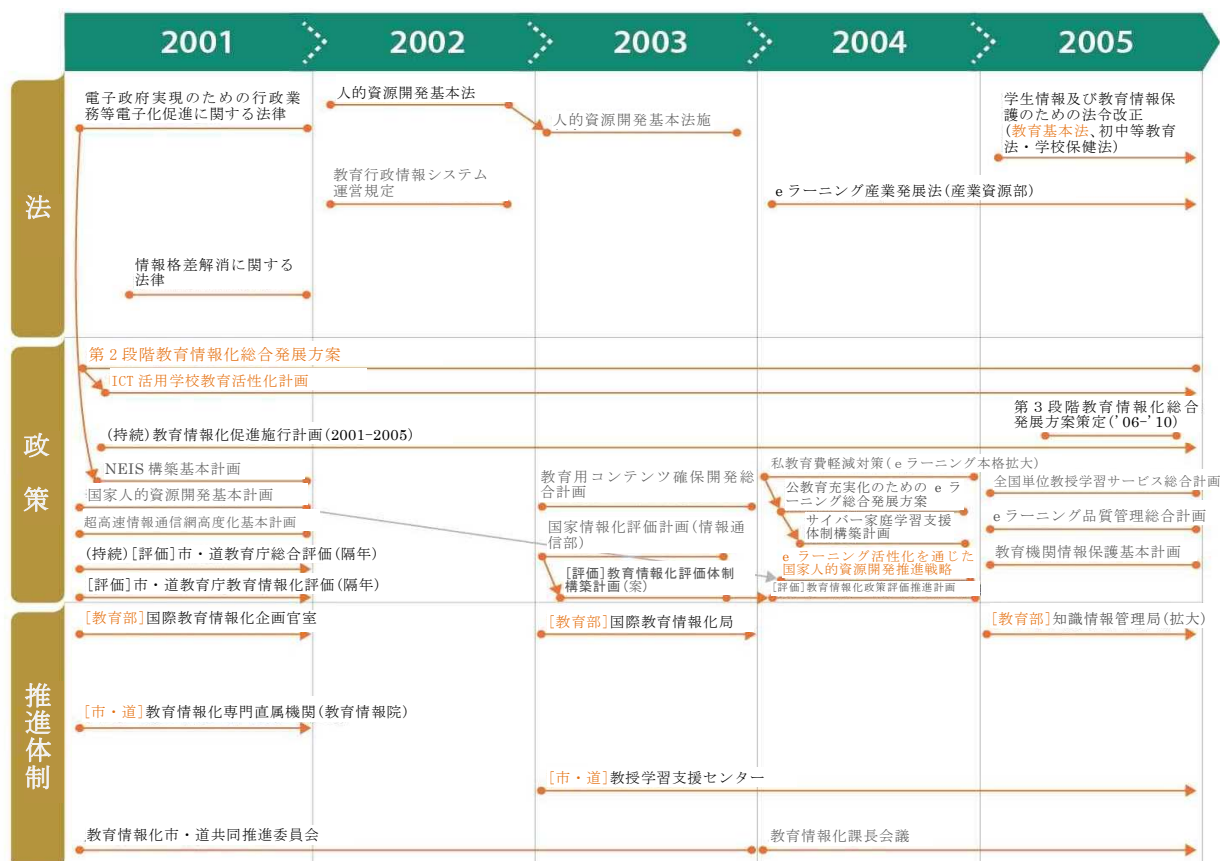
同時に、ICTを活用した学校教育の活性化を効率的にサポートするため、政府、市・道の教育庁及びKERISが中心となって、2001年に「教育情報化市・道共同推進委員会」が発足した。この組織を中心に、ICTを活用した教育用コンテンツの開発や情報化研修のサポート、教育コンテンツの共有システムの構築等に市・道が共同で取り組むことにより、国全体での重複した事業展開を防止することができ、予算や人材を効率的に活用した教育の情報化が進められた。

1997年に第7次教育課程が策定されて以降、2007年まで教育課程の改訂は行われなかったが、初・中等教育をはじめとする学校教育の現場でのICTの活用については、2000年8月に「初・中等学校情報通信技術教育運営指針」が策定され、各学校で教育課程を実施する際には、ICTに関する基礎的な教育を行うことや、各教科別の教授・学習過程でICTを活用することが明記された。その結果、2001年からは、すべての初・中等教育課程で

⁵ 韓国教育放送公社（Korea Educational Broadcasting System、EBS）は、放送を通じて学校教育・生涯学習を補完するために設置・運営されている公営放送局である。EBS 修能講義とは、EBS が提供する大学修学能力試験（修能試験）受験生向けの講義。修能試験は、大学入学希望者が受験する試験であり、日本の大学入試センター試験に相当する。

ICTを10%以上活用することが推奨されることとなった。ただし、これらは教育課程に反映されたものではなかったため、ICTの活用に向けたソフト面での強化が、この後も重要な課題として残ることとなった。

【図3 - 3】教育情報化政策の推進体系（2001-2005）



出典：「韓国の教育情報化政策モデル」（2015年）韓国教育学術情報院

3 第3次計画期（2006－2010）

第3次計画期では、2006年から2010年までの5年間を推進期間とする「教育情報化3段階総合発展方案」を通じて、これまで実施されてきた施策の拡大・高度化が図られることになった。生涯教育や高等教育の情報化が促進されるだけでなく、低所得層の児童・生徒や障害者等に向けた教育の情報化支援体制も強化され、所得や地域等による教育格差解消のための施策が推進された。特に、2004年に「eラーニング産業発展法」が制定された後、2006年になって「eラーニング産業発展基本計画」が策定され、eラーニングの標準化・認証システムの構築や専門人材の養成、eラーニング産業における創業・経営支援と流通構造の改善、eラーニングのモデル学校の指定等、活発な施策展開が行われた。

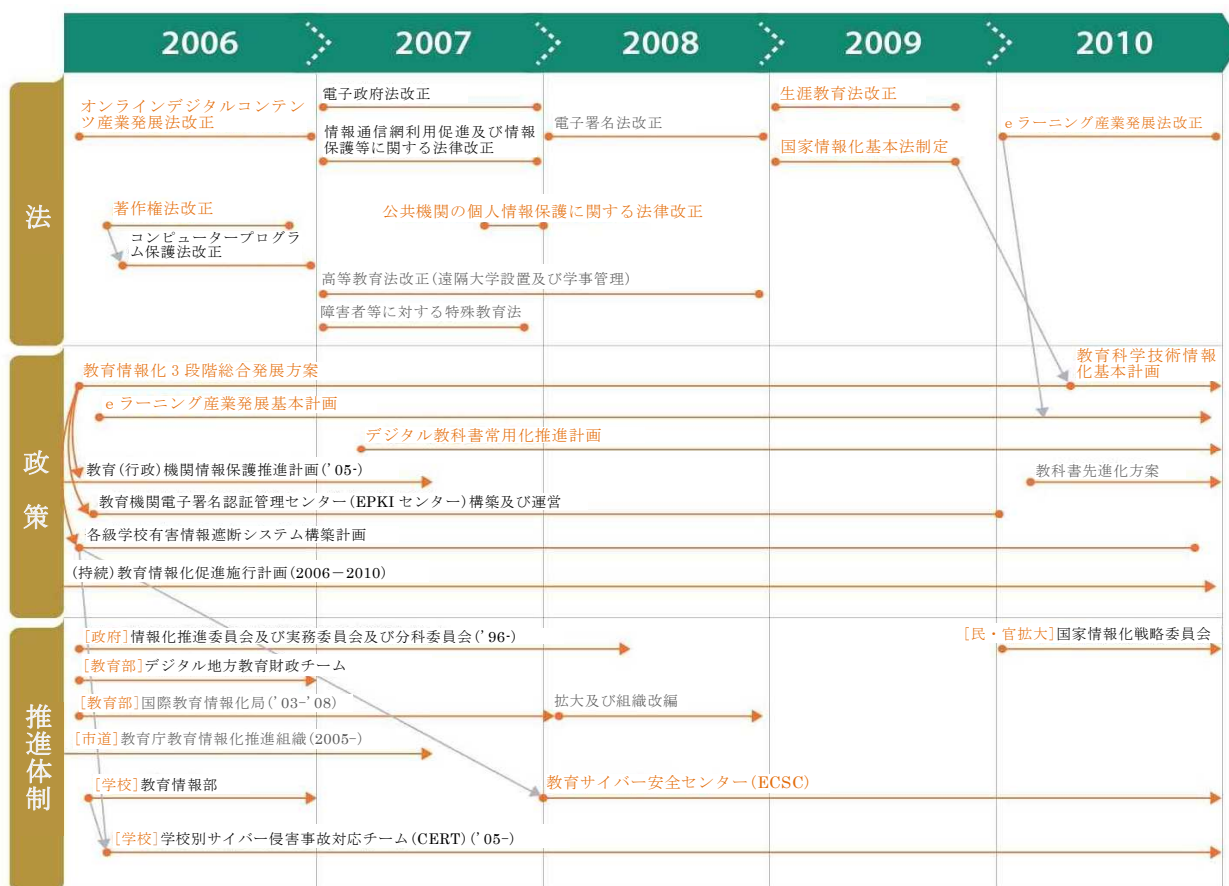
また、2007年には「デジタル教科書商用化推進計画」が教育人的資源部で策定され、教科内容や参考書、問題集、学習辞典、ノート等の機能を1つにしたデジタル教科書の商用化の開発が本格的に進められた。こうした研究開発には、KERISが中心的な役割を果たし、将来の教育媒体、教授方法、学習環境等の様々な分野の研究が推進され、教育のパラ

ダイム転換に対応するための基盤づくりの役割を果たした。

さらに、情報化の機能障害への関心が高まるにつれ、2006 年から KERIS に「教育サイバー安全センター」が設立され、サイバー侵害事故やハッキングへの対応を強化するとともに、2007 年からは教育機関の「電子署名認証センター」も設立・運営されている。

ところで、第 1 次計画期の 1997 年に策定された第 7 次教育課程における情報関連教科は、日常の不便を解消するために情報化社会に必要な素養を涵養し問題解決能力を育てることに主眼が置かれていたがために、コンピュータの単純な道具としての側面が優先されすぎているという指摘がなされていた。

【図 3 - 4】教育情報化政策の推進体系（2006-2010）



出典：「韓国の教育情報化政策モデル」（2015 年）韓国教育学術情報院

しかし、第 3 次計画期の 2007 年に改訂された教育課程ではこうした指摘も反映し、コンピュータを道具として活用するだけにとどまらず、情報科学と技術の原理から知識情報社会を正しく理解し、創意的な問題解決力と論理的な思考力向上のための教科となるようにされた。これにより、応用ソフトウェアに関する単純な技能教育の割合が縮小され、情報科学の原理や理解を高める内容や、問題解決方法とその順番に関する内容、教育用プログラミング言語と情報倫理に関する内容等が拡充された。

さらに、2009 年に改訂された教育課程では、進展する国際化・情報化時代に合わせて、

アルゴリズム的な問題解決力の養成や、情報機器の理解力と情報倫理の向上など、計算的な思考での問題解決力を強化する情報科学教育の考え方も反映された。情報教育を通じて習得できる論理的な思考力や、創意的な問題解決力が重視され、情報教科の内容は、日常生活における問題解決力の向上を中心に構成されたのである。具体的な教科としては、小学校では「実科」科目で、中学校では「技術・家庭」科目と「情報」科目で、高等学校では「情報」科目で情報関連内容を学習できるようにするとともに、すべての教科学習の課題として「情報化及び情報倫理教育」が設定され、教育活動の全般にわたって統合的な教育を行うこととされた。

第4節 第4次計画期（2011－2013）から5次計画期（2014－2018）までの推進経過

1 第4次計画期（2011－2013）

第3次計画期の2008年3月に行われた中央省庁の再編において、教育人的資源部と科学技術部を統合するかたちで教育科学技術部が創設されるとともに、2009年に国家情報化基本法が制定されたことにより、教育分野と科学技術分野を包括した情報化基本計画を策定する必要性が生じた。このため、教育科学技術部は、2010年5月に「教育科学技術情報化基本計画」を策定し、教育情報化を推進するために、表3－2のとおり、4領域と21個の戦略課題が掲げられた。

【表3－2】第4次の教育情報化基本計画 4領域、21の戦略課題

4 領域	21 戦略課題
ICT による 創造的人材の育成	・先進 U－教授－学習システムの構築 ・安全な学校環境づくり及び健全な市民意識の涵養 ・創造的ソフトパワーの強化 ・先進教育支援システムの導入 ・教員能力強化支援 ・教育情報化を通じた暖かい社会の実現 ・学校－職業－生活間の連携体制づくり ・未来の教育のための研究開発強化 ・e ラーニングのグローバル・パートナーシップ強化
先進 R&D 能力の 強化	・国家科学技術知識情報サービス（NTIS）高度化 ・持続可能な国家研究開発の知識情報活用体制の構築 ・国内外科学技術の専門情報協力ネットワークの構築 ・付加価値創出型研究・サービスの活用技術の開発 ・国民への科学技術文化拡散の促進
コミュニケーションと融合の情報化	・次世代科学技術による教育・研究融合環境（EDISON）サービス ・オープンアクセスによる研究開発のコラボレーションプラットフォームの構築

教育科学技術情報 化インフラ造成	・Clean&Green IT ベースの学校インフラの再構造化 ・教育行政情報サービスの先進化 ・次世代サイバーR&D インフラの構築 ・先進教育科学技術情報化のための情報保護体制の構築 ・情報化推進体制の整備及び法制度の制定・改正
---------------------	--

出典：「2015 教育情報化白書」（2015 年）教育部・韓国教育学術情報院

この計画においても、インフラの構築が重視された政策が教育現場の根本的なニーズに対応していないという課題の克服が図られた。例えば、初・中等教育では、ICT を活用した教育用コンテンツの拡充や、研修の充実による教員の ICT 活用能力の強化が中心的な施策とされた。

また、当時の李明博大統領の下、国家情報化基本法に基づいて設置されていた「国家情報化戦略委員会」と教育科学技術部は、2011 年 6 月に「人材大国への道、スマート教育推進戦略」を策定し、同年 10 月には「スマート教育推進戦略実行計画」を策定した。これらの計画においては、スマート教育は、21 世紀の学習者の能力を養うための個別学習システムとして位置付けられ、地域的・経済的な格差に関わらず、生徒各自の学習環境や生活環境に応じて最適な教育を受けることができるようにすることが目標とされた。

しかし、2013 年 3 月の李明博大統領の退任と、中央省庁の再編による教育科学技術部の教育部と未来創造科学部への改編、そして、その後の国家情報化基本法の改正といった一連の流れを受けて、第 4 次計画は途中で修正が加えられることとなり、現在の第 5 次計画期へと移行することとなった。

2 第 5 次計画期（2014－2018）

第 1 次計画期から第 4 次計画期までは、各時期における新技術を活用した教育革新を行おうとする姿勢を堅持しつつ、インフラ整備中心の政策から、コンテンツ開発や教授・学習モデルの開発と実践といったソフト面中心の政策への転換が徐々に図られた。また、初・中等教育を中心に推進していたシステム開発と活用が、幼稚園から大学教育、生涯教育、職業教育等を含む教育の全領域にまで拡大されるといった経過を辿ってきた。

こうした変化の中で、教育部は、2013 年 10 月から第 5 次教育情報化基本計画（以下「第 5 次計画」という。）の策定に着手し、専門家等を集めてのワークショップや関係機関との協議、市・道の教育庁への説明、諮問会議での審議等を経て、2014 年 10 月に制定した。第 1 章第 4 節で述べた第 5 次計画のビジョンや取り組もうとする課題に対する予算計画は、表 3－3 のとおりである。

第 5 次計画における初・中等教育分野の内容は、これまでの事業（教員の情報能力向上のための研修、授業モデル・デジタル教材の開発と活用、EDUNET や NEIS、エデュファイン等の教育行政システムの構築と活用、教育情報インフラの高度化等）の改善を図りつつ、「自由学期制への対応」や「正規教科としてのオンライン授業の充実」といった新たな動きへ対応したものとなっている。

【表 3 - 3】第 5 次教育情報化基本計画の課題別所用予算（5 領域、30 戦略課題）

（単位：億ウォン）

領域	戦略課題	‘14	‘15	‘16	‘17	‘18	計
個別学習支援体制を構築するための幼・初・中等教育	教育課程の教育情報好循環システムづくり	49	49	54	54	64	270
	創造的教授・学習支援体制の構築	371	435	431	456	459	2,152
	正規教科オンライン授業充実及び活性化	15	36	36	46	48	181
	個別型進路情報流通システムの構築	35	49	71	91	110	356
	教員の教授・学習能力の強化をサポート	135	139	166	171	198	809
	いつでもどこでも学習できる学校環境づくり	99	1,732	1,767	201	247	4,046
	ICT 創意人材育成のための情報教育の強化	30	220	1,053	1,069	1,086	3,458
	小 計	734	2,660	3,578	2,088	2,212	11,272
能力中心社会の実現のための高等教育・学術研究	学術情報流通システムの高度化及びグローバルネットワークシステムの構築	80	113	144	184	222	743
	大学の研究・教育活動支援の強化	43	52	61	61	62	279
	大学の公開講義活性化支援	—	57	77	37	37	208
	大学情報の公開・共有・活用の拡大	1	22	4	3	28	58
	韓国留学総合システムの構築	2	3	2	2	1	10
	小 計	126	247	288	287	350	1,298
学習と仕事連携した生涯・職業教育	単位銀行制の情報開示	—	29	20	20	23	92
	生涯教育士の資格統合管理体制構築及び活性化	1	25	11	11	11	59
	オンライン生涯学習支援体制の構築	13	23	23	24	24	107
	国家職務能力標準（NCS）の学習モジュールのサービスプラットフォーム構築	17	8	—	3	—	28
	小 計	31	85	54	58	58	286
認め合い配慮する教育福祉・特殊教育	特殊教育情報化の充実を通じた障害者の教育福祉基盤造成	9	9	9	9	9	45
	障害学生の情報格差解消のためのインフラ強化	1	1	1	1	1	5
	社会的配慮対象者に対する均等な教育機会提供	752	931	675	656	631	3,645
	小 計	762	941	685	666	641	3,695
公共情報活用基盤と健全なサイバー文化の造成	情報基盤教育行政業務の高度化	61	71	84	87	92	395
	顧客中心の対国民教育福祉サービスの拡大	57	65	59	49	54	284
	教育財政及び教育行政業務管理体制の先進化	98	109	525	268	294	1,294
	教育行・財政インフラ運営の高度化	88	250	1,002	163	163	1,666
	幼児教育情報システムの構築・運営	28	196	66	399	230	919
	高等教育支援情報システムの運営	103	204	259	5	5	576
	教育情報統計システム（EDS、EDSS）を活用したビッグデータ運用	10	12	23	48	38	131
	標準及び品質管理基盤の構築	8	12	13	17	19	69
	安全かつ健全なサイバー文化造成	72	149	169	163	166	719
	韓国型教育情報化モデルのグローバル化	67	82	91	99	105	444
	将来の教育を先導するための研究開発、業績管理体制の強化	3	10	11	12	12	48
	小 計	595	1,160	2,302	1,310	1,178	6,545
合 計		2,248	5,093	6,907	4,409	4,439	23,096

出典：「第 5 次教育情報化基本計画（2014－2018）」（2014 年 10 月）教育部

自由学期制は、学歴志向の強い韓国において、生徒の学力試験の負担を軽減しつつ、将来のキャリアを見据える機会を提供することを企図して、2016 年度からすべての中学校

に導入された制度で、中学1年生から中学2年生の1学期⁶までのいずれかの学期において、午前に教科学習、午後に自由学期活動を行う制度である。自由学期活動は、進路体験、テーマ別探索活動、サークル活動、芸術体育活動等の体験活動で構成されており、国語・英語・数学等の教科学習についても討論・実習・プロジェクト学習といった生徒参加型で進められる。筆記試験形式の中間・期末考查試験も自由学期制期間には行われず、その代わりに、教師が生徒の自由学期活動の内容や到達水準等を学校生活記録簿に叙述式で記録する「過程中心の評価」が実施される。

⁶ 韓国の学校教育は、1学年2学期制（1学期：3月から8月、2学期：9月から2月）であり、7月から8月の間に夏休み、12月から2月の間に冬休みがある。

第4章 教育の情報化政策の主要事業・システム

第1節 EDUNET（教育情報共有・流通サービス）

1996年に開設されたEDUNETは、学生、保護者及び教員を対象として、初・中等教育課程の教授・学習活動の支援及び教育政策の広報を目的として、KERISが構築から管理・運営を担っているシステムである。一部を除くコンテンツが誰でも閲覧可能であるが、会員登録を行ってログイン機能を使うことで、会員コミュニティへ参加して学習情報の交換や、会員によるEDUNETへの各種情報の掲載等を行うことができる。

【図4-1】 EDUNETのトップページ画面



出典：EDUNET ホームページ (<http://www.edunet.net>)

EDUNETは「教科学習」、「創造的人材」、「教育政策」、「教員特化」の4つの分野で様々なサービスを提供している。サービスの中心は、経済的負担なく、自己主導的学習ができる環境を整えるために行われている教育情報（動画、画像、文書、システム）の提供であり、その種類と数は表4-1のとおりである。

ここには、KERISや政府・公共機関、市・道の教育庁が持つ教育情報だけでなく、各教員の指導案や研究成果、学生の創造的学習の結果等、EDUNET利用者が持つ情報も掲載することができ、利用者間でも教育情報を共有できる基盤としての役割を担っている。また、KERISが開発・提供できる教育情報には限りがあることから、多様な教育情報を確保するために、公共機関、民間企業、著作物権利団体とのコンテンツ寄付に関する協約も締結し、サービスの質及び量の確保に努めている。

EDUNET 教育コンテンツの利用状況や会員登録の状況は、表 4－2 及び表 4－3 のとおりである。

【表 4－1】EDUNET 主要サービス一覧及び資料提供数（2015 年 8 月時点）（単位：件）

分野	サービス名	サービスの詳細	資料数
教科学習	教科学習・評価資料	小学校 3 年生から中学校 3 年生までの国語、社会（歴史）、数学、科学、英語、技術・家庭（実科）教科の教授・学習用資料提供	197,877
	教科テーマ別学習資料	小学校、中学校の社会科・科学科の教育課程で扱う主要テーマ単位の学習資料提供	
	市・道教育情報共有	17 市・道教育庁での教授・学習資料の共有	
創造的人材	人材・進路・多文化	創造的人材育成、進路指導、多文化共生関連の資料提供	81,819
	ウィドゥラン	教育用 SNS サービス	
	トランドラン	学校暴力予防総合情報支援サービス	
	私の夢	オンラインポートフォリオ製作機能及び「夢」と「進路」関連映像資料の提供	
	テーマ別写真・映像資料	生態環境、社会問題、進路等のテーマ別写真・映像資料の提供	
教育政策	ソフトウェア教育	ソフトウェア教育案内、内外の関連資料、研究学校資料の提供	78,781
	情報通信倫理教育	情報通信倫理教育関連授業事例、教科連携コンテンツ、関連機関資料、保護者教育資料、教員研修、診断ツール等の提供	
	英語（リスニング資料、e 教科書）	書籍型英語教科書の学習内容に、動画、問題解釈、外部資料連携等の多様なマルチメディアコンテンツを追加し提供	
	読書教育	読書教育資料、読書活動事例、人文教養教育、学校図書館業務支援関連情報の提供	
	農山漁村 ICT 活用教育	農・山・漁村学生の学習環境改善のために多様な機関からサービスされているコンテンツを統合して提供	
	デジタル教科書	デジタル教科書のビューアーと利用方法、デジタル教科書サンプル等の関連資料の提供	
	スマート教育	スマート教育概念と推進課題、最新動向、各種研修資料、授業動画、教授・学習過程案等の提供	
教員特化	優秀な授業動画	市・道の授業大会入賞作、独自開発資料（動画、授業設計書等）の提供	—
	研究学校	ソフトウェア教育、サイバー学習、デジタル教科書等の研究学校情報や研究資料（運営計画書、結果報告書等）の提供	
	研究大会	市・道の研究大会入賞作資料と研究大会情報の提供	
	教員研修	教員研修資料共有及び研修情報検索サービスの提供	

研究会	市・道の研究会情報及び成果資料の提供	
-----	--------------------	--

出典：「2015 教育情報化白書」（2015 年）教育部・韓国教育學術情報院

【表 4 - 2】年度別 EDUNET 教育コンテンツ利用現状（2015 年 8 月時点）（単位：回）

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年 8 月まで
アクセス数	15,580,696	18,372,064	20,689,628	27,508,331	24,113,994

出典：「2015 教育情報化白書」（2015 年）教育部・韓国教育學術情報院

【表 4 - 3】EDUNET 会員登録状況（2015 年 8 月時点）（単位：名）

	学 生						教師	一般	総計
	小学生	中学生	高校生	大学生	その他	小計			
会員数	121,947	74,230	12,422	1,056	13,573	223,228	131,900	71,380	426,508

出典：「2015 教育情報化白書」（2015 年）教育部・韓国教育學術情報院

第 2 節 NEIS（教育行政情報システム）

NEIS は、教育部や市・道の教育庁（傘下機関を含む。）、12,000 校以上の初・中等学校で生じる教育行政業務を効率的に遂行し、国民により良い教育行政サービスを提供するため、2002 年に開設されたシステムである。

NEIS では、学生の学校生活記録と教職員の人事記録等の個人情報や、教育行政の業務処理過程で記録された重要な行政情報が管理されており、NEIS で収集・管理される多様な資料は、学生、保護者、教員、教育行政に関わる行政職員が教育目的に限り活用できる。NEIS で行うことができる具体的な教育行政業務は、表 4 - 4 のとおりである。

NEIS は、教育部、市・道の教育庁及び KERIS により運営されている。教育政策の変化に伴う他の部署・機関との協議・調整は教育部が、NEIS 運営の活性化と利用促進などの施策は市・道の教育庁が担い、KERIS は NEIS の具体的な開発・運營業務を担う。NEIS の構築・活用に関する重要な政策は、NEIS の活用主体である市・道の教育庁の副教育監が参加する「教育情報システム運営協議会」の審議を経て決定される。

NEIS の導入は、高校から大学など上級学校へ進学する際の学生情報の伝達の円滑化や、各種統計の集計・分析作業の効率化、卒業証明書などの各種証明書の発行といった利便性の向上等、行政実務の簡素化や多様なサービスの利便性の向上につながっている。

【表 4 - 4】NEIS により実施する業務一覧（2015 年 9 月時点）

領域	単位業務	詳細業務	詳細業務数
教務業務 （6 単位業務、87 詳細業務）	教務/学事	経営支援、学校情報、教育課程、学籍、学生生活、成績、学校生活記録簿、学生/保護者サービス、個別教育計画	50 業務
		大入典型（高校）、大入典型（特殊学校）、大入典型資料要請、大入典型資料受取	4 業務

	入・進学	基礎資料管理、小学校入学、中学校入学、高校入学	4 業務
	保健	教育庁保健（行政、基準管理）、学校保健	3 業務
	教務/学事（在外）	学校情報、教育課程、学籍、学生生活、成績、学校生活記録簿（すべて小学校～高校まで）	18 業務
	教務学事（英才）	学校情報、教育課程、学籍、学生生活、成績、学校生活記録簿	6 業務
	進路指導	進路関連事項管理、進路関連事項提供	2 業務
学校行政 （7 単位業務、47 詳細業務）	奨学	業務統計及び現況（教育課程、生活指導、学校暴力など）、教育課程管理、基準管理、学業中断危機学生管理、国家水準別学業到達度管理、教科用図書、単純統計、学校暴力実態調査統計、学業中断事由調査管理	9 業務
	体育	学生体力健康評価管理、体育施設・運動部・スポーツクラブの現況統計	5 業務
	給食	学校給食統計、給食分析、コード管理、基準管理、運営評価/衛生安全点検、給食管理、給食外管理	7 業務
	情報公示	公示項目管理、公示資料管理	2 業務
	学生福祉	教育費支援、教育給与（いずれも教育部、教育庁、学校の各レベルに業務あり）	22 業務
	学校環境管理	学校環境管理（校内衛生点検管理－飲料水、空気質、学校環境衛生浄化区域）	1 業務
	放課後学校	放課後学校（講座管理、連携、統計管理）	1 業務
一般行政 （20 単位業務、102 詳細業務）	教員人事	定・現員、任用試験、人事記録、電報、評定、賞勲、懲戒、契約職教員、号俸、研修、教員資格、任用発令	12 業務
	地方公務員人事	定・現員、任用試験、人事記録、電報、評定、賞勲、懲戒、号俸、任用発令、常時学習、多面評価、委員会	12 業務
	非公務員人事	英会話専門講師、ネイティブスピーカー補助教師、その他職	3 業務
	服務	服務管理	1 業務
	国公立給与	月給与、年俸制、名節休暇費、年次休暇補償費、成果賞与金、その他給与、年末精算、貢献金、健康保険、国民年金、雇用保険	11 業務
	私立給与	月給与、年俸制、名節休暇費、年次休暇補償費、成果賞与金、その他給与、年末精算、私学年金、健康保険、国民年金、雇用保険	11 業務
	施設	施設管理、石綿管理	2 業務
	民願	基礎資料管理、インターネット民願管理、民願受付処理管理、民願現況管理、行政情報閲覧（民願事務）、行政情報閲覧（内部事務）、行政情報共同利用管理、陳情質疑建議	8 業務
	法人	学校法人、非営利法人	2 業務

一般行政 (20 単位業務、102 詳細業務)	職場民間防衛	民間防衛管理	1 業務
	統計	教育統計調査、教育統計下半期調査、教育情報統計、教育情報化統計調査	4 業務
	監査	監査管理、サイバー監査、監査員連携、清廉マイレージ	4 業務
	検定試験	中学入学検定試験、高校入学検定試験、高卒検定試験、検定試験大入典型	4 業務
	生涯教育	オンライン民願、学習塾管理、教習所 ⁷ 管理、個人課外教習者管理、指導点検管理、生涯教育施設管理、学校プログラム管理、現況統計、民願、学習塾・教習所情報提供	10 業務
	システム管理	コード管理、使用者管理、組織コード管理、権限管理、ログ管理	5 業務
	システム環境管理	システム環境管理	1 業務
	業務承認管理	環境設定	1 業務
	資料集計	集計資料、提出資料、掲示板	3 業務
	学校会計	過去学校会計資料照会（予決算、歳入、歳出）	1 業務
	教員能力開発評価	業務公示、概要管理、使用者管理、評価者管理、評価進行状況、評価結果管理	6 業務
対国民サービス (4 単位業務、14 詳細業務)	対国民サービス	学生サービス、保護者サービス、ホームエデュ民願サービス、オンライン採用、検定試験、学習塾民願	6 業務
	教員能力開発評価	学生満足度調査、保護者満足度調査、外部専門家同僚評価	3 業務
	学校暴力実態調査	学生学校暴力実態調査、保護者学校暴力認識調査	2 業務
	学生情緒・行動特性検査	オンライン検査（学生/保護者）、学生情緒行動特性検査管理、学生情緒行動特性検査統計	3 業務

出典：「2015 教育情報化白書」（2015 年）教育部・韓国教育学術情報院

NEIS には検定試験の情報や教職員の給与・年金情報など多様な情報が含まれるため、運営には多くの組織との連携が欠かせない。2015 年 9 月時点で、行政自治部や保健福祉部、国家生涯教育振興院、公務員年金公団等、12 の省庁及び関係機関のシステムと NEIS が連携し、必要なデータを定期的に交換することで、効率的な業務執行を実現している。

第 3 節 エデュファイン（地方教育行財政統合システム）

エデュファインは、地方教育財政の透明性、効率性及び安定性の向上と、業務の軽減により教職員が授業に専念できる教育環境づくりを目的として整備され、2007 年からの段階的・部分的な運用を経て、2010 年から全面運用が開始されている。

⁷ 教習所とは、小学校、中学校、高等学校又はこれに準ずる学校への入学や学歴認定に関する検定試験を受ける受験生向けに、知識・技術・芸能を教える行為（課外教習という）を行う施設のこと。

【表４－５】エデュファインシステム概要

単位システム		詳細システム
単位業務	単位業務管理	単位業務マニュアル、部署共通マニュアル、成果管理、知識管理、施設予算、学校新設、学生収容計画
予算	交付金管理	普通交付金、特別交付金、国庫補助金、地方補助金、目的事業費
	中期財政計画	中期財政計画
	予算管理	予算編成（性認知 ⁸ 、成果予算、性認知決算含む）、予算割当、人件費、私学財政、学校運営基本経費
会計	財務会計	収入管理、支出管理、契約管理、税務管理、歳入歳出外現金
	資金管理	資金計画、地方債管理、BTL 管理、その他債務管理、債券債務現況、資金収支管理、資金運用管理
	統合資産管理	財産管理、物品管理、教具管理、資機材管理
	学校会計	事業管理、予算管理、収入管理、支出管理（税務管理含む）、発展基金、予算決算（財務決算含む）、財政分析、クリーン財政（学校）
システム共通	システム共通	システム共通（使用者管理、権限管理、予算・会計科目管理、システム管理）
	電子金融取引	電子金融取引（EFT）
	使用者支援	使用者支援サービス（Q&A、CSR）
統合統計	統計報告書	財政年鑑、予決算分析書
	統計入力管理	私立学校予決算
統合決算	予算決算	教育費特別会計決算、学校会計決算、統合決算、総合決算
	財政分析	統合財政収支、事業情報分析、監査情報、サイバー監査、クリーン財政（教育費特別会計）
	財務決算	財務決算、総合決算
	原価管理	予算原価管理、会計原価管理
総計	6 分野、17 単位システム、61 詳細システム	

出典：「2015 教育情報化白書」（2015 年）教育部・韓国教育学術情報院

エデュファインは、教育部、市・道の教育庁及び KERIS により運営されており、教育部は、事業計画の策定や施行評価等を行い、KERIS は、詳細計画の策定やシステムの管理、教育部へのエデュファインの運営結果の報告等を行い、市・道の教育庁は、教職員や行政職員への活用方法の研修を実施し、利用者のサポートを行っている。

また、市・道の教育庁は、利用者の意見をエデュファインの管理・運営に反映するため、16 の分科会からなる「市・道教育庁業務協議体」を運営し、実務の現場での意見調整や教育部や KERIS への改善提案等を行っている。

また、利用者の利便性を図るため、KERIS は「中央統合相談センター」を設置・運営し、システムの利用に関する電話相談、インターネットでの相談、遠隔支援相談等を行っている。その相談件数は、2015 年 1 月から 8 月の間で 39 万 9,486 件に上り、常時 60 人以上

⁸ 韓国では、国家予算の男女別配分を適正化し、男女平等・社会的公平を実現するため、2010 年度から「性認知予算」及び「性認知決算」を政府が作成し、国会に提出している。

の専門スタッフが対応にあたる仕組みが構築されている。

参考文献・ホームページ等

1. 書籍・報告書等

- 「2015 教育情報化白書」(2015 年) 教育部・韓国教育学術情報院
- 「韓国の教育情報化政策モデル」(2015 年) 韓国教育学術情報院
- 「第 5 次教育情報化基本計画(2014-2018)」(2014 年) 教育部
- 「教育基本法解説」(2011 年) 法制処
- CLAIR REPORT NO.339「韓国の近代教育政策」(2009 年)
- CLAIR REPORT NO.254「韓国の教育自治」(2004 年)
- CLAIR REPORT NO.156「韓国における地方自治の情報化」(1998 年)
- 「韓国の地方自治」(2015 年改訂版) 一般財団法人自治体国際化協会
- 韓国の行政制度レポート「韓国の教育に関する法体系(教育基本法を中心に)」(2015 年) 一般財団法人 自治体国際化協会ソウル事務所

2. ウェブサイト

- 国家法令情報センター(法制処) <http://www.law.go.kr/main.html>
 - ・大韓民国憲法(憲法第 10 号 1987.10.29 全部改正)
 - ・初・中等教育法(法律第 11384 号 2012.3.21 一部改正)
 - ・韓国教育学術情報院法(法律第 11690 号 2013.3.23 他法改正)
 - ・国家情報化基本法(法律第 13340 号 2015.6.22 一部改正)
 - ・公共機関の運営に関する法律(法律第 14076 号 2016.3.22 一部改正)
 - ・教育基本法(法律第 14150 号 2016.5.29 一部改正)
 - ・情報通信網利用促進等に関する法律(法律第 5835 号 1999.2.8 全部改正)
 - ・教科用図書に関する規程(大統領令第 25959 号 2015.1.6 一部改正)
 - ・教育部情報化業務処理規程(教育部訓令第 150 号 2015.10.20 制定)
- 教育部 <http://www.moe.go.kr/>
- 韓国教育学術情報院 <http://www.keris.or.kr/index.jsp>
- EDUNET(韓国教育学術情報院) <http://www.edunet.net/redu/main/mainForm.do>
- 教育部「自由学期制 FAQ」
http://www.ggoomggi.go.kr/page/new/notice/faq/page_faq
- 公共機関採用情報システム <https://job.alio.go.kr/information.do>

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長補佐 小畑 勇二郎

【監 修】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所 長 山田 圭則
〃 次 長 藤田 康幸